

H23 第 1 回審議会 (H23/4/18)

資料 1

長野市一般廃棄物処理基本計画

平成 23 年 4 月

長野市

<目次>

第1部 総論

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
(1)ごみ処理基本計画	1
(2)生活排水処理基本計画	1
2 計画の位置付け	2
(1)市総合計画等との関係	2
3 計画期間と計画区域	4
(1)計画期間	4
(2)計画区域	4
第2章 長野市の概況	5
1 位置・沿革	5
2 人口・産業の動向	6
(1)人口動態	6
(2)産業の動向	7

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 現状と課題	9
1 ごみ処理の現状	9
(1)ごみの分別及びごみ処理手数料	9
(2)ごみ処理体制	12
(3)ごみ処理実績等の推移	19
(4)全国類似都市との比較	31
(5)ごみ処理の評価	32
2 ごみ処理の課題の整理(重点課題)	40
第2章 ごみ処理基本計画	43
1 基本的な考え方	43
(1)基本理念	43
(2)基本方針	45
2 ごみの排出量の見込み	46
(1)将来人口推計	46
(2)ごみの排出量の見込み	47

3	ごみ量等の目標値	52
(1)	目標年次及び基準年度	52
(2)	国・県等の指標及び目標値との比較	52
(3)	数値目標	53
(4)	数値目標の積算内訳	53
(5)	目標達成のための取組	54
4	目標達成のための施策の展開	55
(1)	施策体系	55
(2)	施策内容	57
(3)	成果指標	72
	参考資料	73

第3部 生活排水処理基本計画

第1章	現状と課題	76
1	生活排水処理の現状	76
(1)	水環境に関する現状	76
(2)	生活排水処理の現状	76
(3)	生活排水の処理主体	78
(4)	生活排水の処理体系	79
2	生活排水処理の課題の整理	80
第2章	生活排水処理基本計画	81
1	基本的な考え方	81
(1)	基本理念	81
(2)	基本方針	81
2	生活排水（水洗化・生活雑排水）の処理計画	82
(1)	計画の目標	82
(2)	生活排水処理施設の整備計画の概要	85
3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	86
(1)	し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み	86
(2)	再資源化計画	87
(3)	収集運搬計画	87
(4)	中間処理計画	87
(5)	最終処分計画	87
4	その他必要な事項	88
(1)	市民への啓発活動	88
(2)	災害時の処理計画	88

第 1 部

総論

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) ごみ処理基本計画

本市では、平成 8 年 3 月に「長野市ごみ処理基本計画」を策定し、平成 13 年 9 月の見直しを経て、平成 17 年 1 月の 1 町 3 村との合併に伴う諸条件の変化等を踏まえ、平成 17 年 6 月に新たなごみ処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定しました。

前計画では、市民・事業者・行政が連携してごみの発生・排出抑制や資源化を推進することにより、ごみの焼却量及び埋立量の削減を図り、循環型社会の実現を目指すことを基本方針に掲げ、目標年次である平成 22 年度に向けて、63 項目にわたる具体的施策を展開してきました。

平成 21 年 10 月には、家庭ごみ処理有料化制度の導入、清掃センター搬入手数料の改定を行ったほか、従来可燃ごみとして焼却処理していた剪定枝葉について、資源物として分別収集を開始するなど、循環型社会の構築に向けて一層のごみの減量、リサイクルの推進を図りました。

前計画の計画期間の満了に当たり、これまでの具体的施策の進捗状況や効果を検証するとともに、国（環境省）における第二次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成 20 年 3 月）、ごみ処理基本計画策定指針の改定（平成 20 年 6 月）のほか、近年のごみを取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成 23 年以降の新たなごみ処理基本計画を策定するものです。

(2) 生活排水処理基本計画

工場や事業所からの排水に対する規制が進む一方で、一般家庭から排出される生活排水による水質汚濁に対する取組が課題となっています。

本市では、平成 8 年 3 月に「長野市生活排水処理基本計画」を策定し、その後 5 年ごとに見直しを行いながら、公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置事業等により対策を進めてきました。

平成 21 年度末の下水道普及率は 85.2%、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業等を含めた整備率は 89.4%となっており、生活排水処理の整備が順調に行われた結果、全体的に水質は改善傾向にあります。ただし、下水道等未整備区域を流れる河川は水質の改善が進まない状況となっています。

一方、下水道等の整備の進展により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は毎年大幅に減少しているため、処理量の推移、周辺環境及び経済性に配慮した今後の施

設のあり方についての検討が必要となっています。

このような状況を踏まえ、平成 23 年度以降の新たな生活排水処理基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画であり、長期的かつ総合的視点で、ごみの減量・資源化の推進及び適正処理に必要な基本的事項を定める「ごみ処理基本計画」、生活排水の水洗化の推進及び適正処理に必要な基本的な事項を定める「生活排水処理基本計画」から構成されます。

また、「長野市総合計画」、「長野市環境基本計画」などの本市上位計画のほか、環境関係諸計画とも整合を図り策定するものです。

なお、本計画の実施に当たり、必要な事項は毎年度定める一般廃棄物処理実施計画において定めることとします。

(1) 市総合計画等との関係

第四次長野市総合計画

第四次長野市総合計画 基本構想(H19～H28)では、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を都市像として掲げ、前期基本計画(H19～H23)において、都市像の実現に向けた 10 本の重点施策を定めるほか、分野ごとに基本施策・個別施策を位置付けています。

環境分野では、重点施策の一つとして、「省資源・資源循環の促進」が掲げられ、その個別施策として位置付けられた「ごみの減量と再資源化の促進」、「ごみ処理体制の充実」などの施策は、分野別個別計画である一般廃棄物処理基本計画により推進されています。

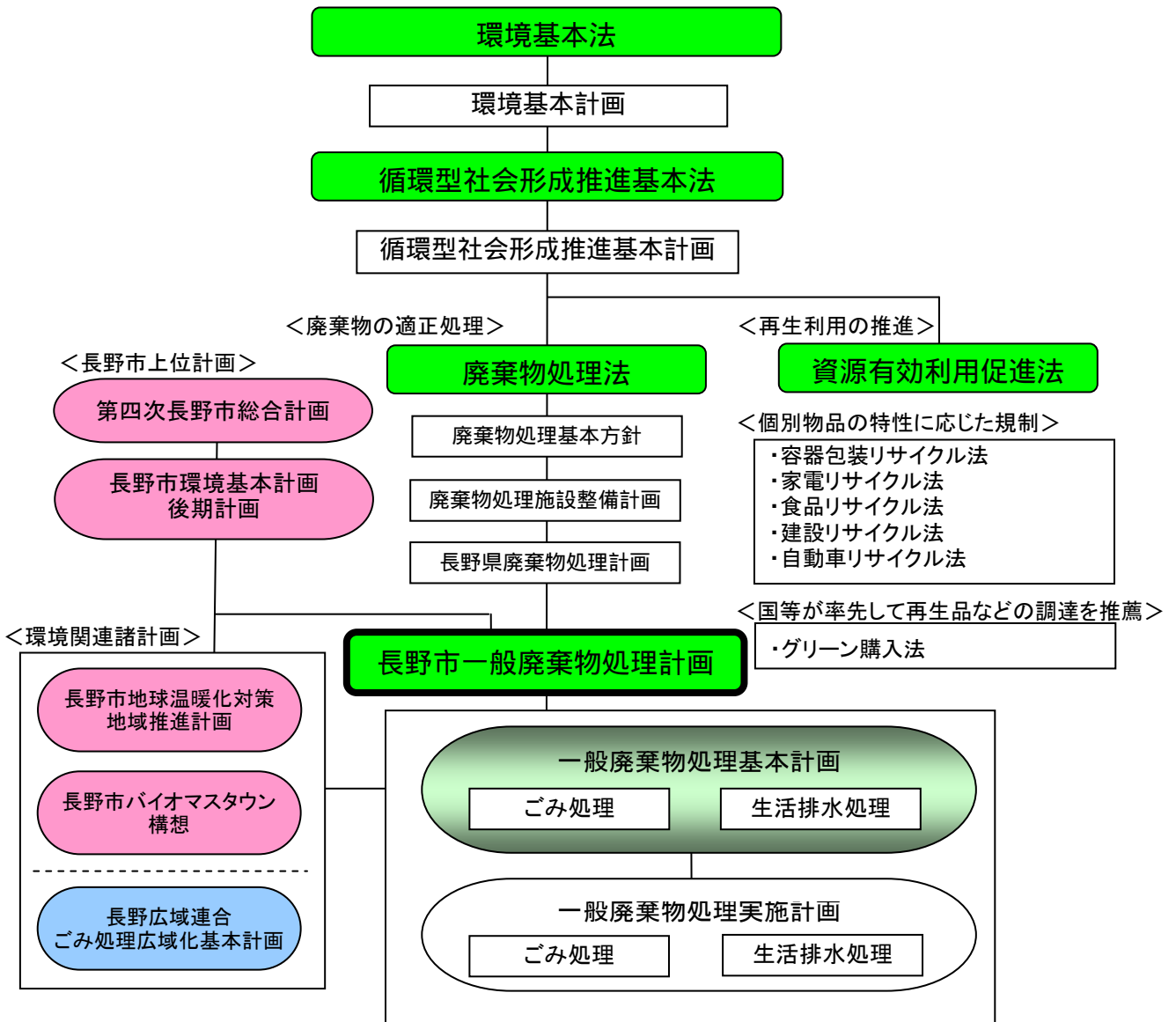
本計画は、現在策定作業中の後期基本計画(H24～H28)に必要な応じて反映させるものとします。

長野市環境基本計画

長野市環境基本計画(前期計画 H13～H17、後期計画 H18～H23)は、長野市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画として、市総合計画と整合を図り、環境施策を総合的・計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すもので、一般廃棄物処理基本計画の上位計画に当たります。

本計画は、現在策定作業中の第二次長野市環境基本計画(H24～H28)に必要な応じて反映させるものとします。

図 1-1-1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係



3 計画期間と計画区域

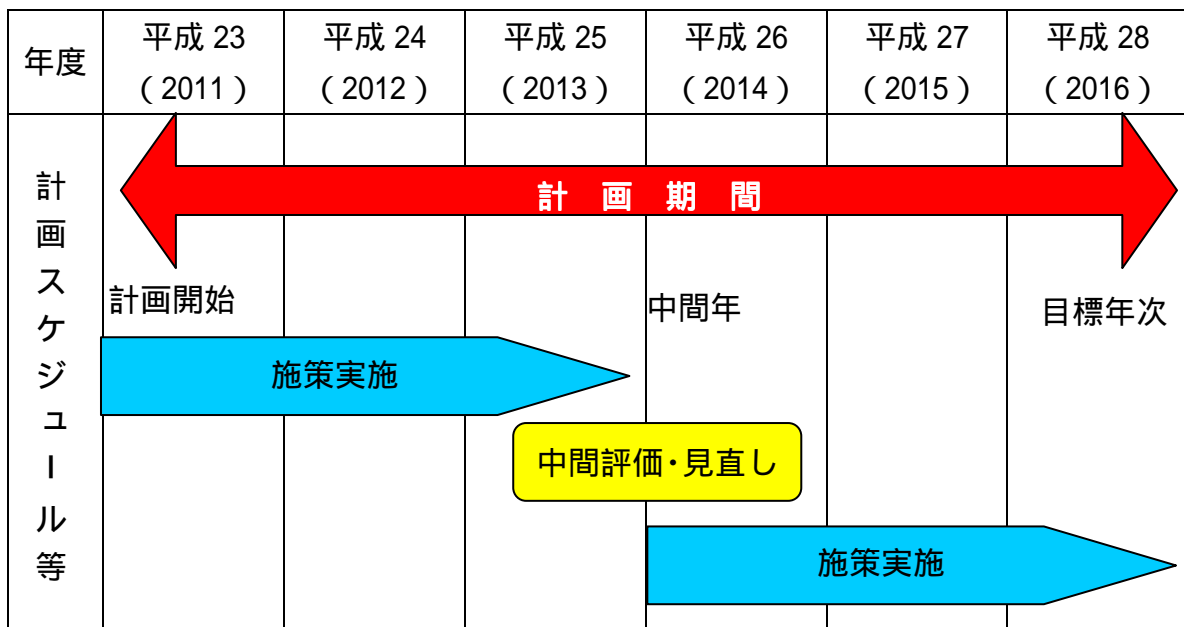
(1) 計画期間

本計画の計画期間は、現在策定作業中の「第四次長野市総合計画後期計画」及び「第二次長野市環境基本計画」の計画終期年度と整合を図り、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間とします。

なお、平成 23 年度から平成 25 年度までの計画の進捗状況を踏まえ、平成 26 年度に中間見直しを行うこととします。

その他、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、必要に応じて見直しを行います。

図 1-1-2 計画期間及び計画スケジュール等



(2) 計画区域

本計画の対象区域は、長野市の行政区域全域とします。

第2章 長野市の概況

1 位置・沿革

本市は、長野県の北部に位置し、北は新潟県、信濃町、飯綱町、東は中野市、小布施町、須坂市、南は上田市、千曲市、麻績村、筑北村、生坂村、西は大町市、小川村、白馬村、小谷村と境を接しています。

地勢は、中央部が千曲川の沖積地と犀川の扇状地等によって形成された平坦地域であり、西部及び南東部には、山地や丘陵地が広がっています。

明治30年の市政施行後、大正12年、昭和29年、昭和41年、平成17年、平成22年の5回にわたる周辺市町村との合併を経て、現在面積834.85km²、人口約39万人を擁する地方中核都市となりました。

古くから善光寺の門前町として栄えるとともに、東京圏、名古屋圏等の大都市と日本海沿岸地域を結ぶ高速交通網の拠点都市として、また、総合的機能を備えた地方中核都市として重要な位置を占めています。



旧信州新町、旧中条村は、平成22年1月1日長野市と合併



2 人口・産業の動向

(1) 人口動態

人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、平成22年4月1日現在で387,815人、152,343世帯となっています。人口及び一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

表 1-2-1 人口・世帯数の推移

年度	人口	世帯数	一世帯当たり人員
平成 17 年	382,036	143,037	2.67
18 年	381,592	144,284	2.64
19 年	381,903	145,798	2.62
20 年	381,114	146,935	2.59
21 年	380,883	148,121	2.57
22 年	387,815	152,343	2.55

資料：長野市企画課

(注) 各年4月1日現在の住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた人口・世帯数

年齢別人口の推移

年齢3区分別人口では、65歳以上の老年人口の割合が全体の24.3%を占め、平成17年(21.0%)と比較すると、3.3ポイント増加しています。

表 1-2-2 年齢3区分別人口の推移

年度	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成 17 年	382,036	55,999 (14.7%)	245,622 (64.3%)	80,415 (21.0%)
18 年	381,592	55,557 (14.6%)	243,455 (63.8%)	82,580 (21.6%)
19 年	381,903	55,258 (14.5%)	241,882 (63.3%)	84,763 (22.2%)
20 年	381,114	54,852 (14.4%)	239,492 (62.8%)	86,770 (22.8%)
21 年	380,883	54,629 (14.3%)	237,181 (62.3%)	89,073 (23.4%)
22 年	387,815	54,464 (14.0%)	238,983 (61.6%)	94,368 (24.3%)

資料：長野市企画課

(注) 1 各年4月1日現在の住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた人口を基に算出

2 ()内の数値は各年齢区分別人口の構成比

(2) 産業の動向

事業所数・従業者数の推移

本市の事業所数、従業者数は総数では減少傾向にあります。産業（大分類）別の事業所数では、第一次産業（農林漁業）は横ばい傾向、第二次産業（鉱・建設・製造業）及び第三次産業（サービス業等）は減少傾向にあります。

表 1-2-3 産業（大分類）事業所数及び従業者数の推移

産業（大分類）	平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	21,711	190,709	21,587	185,947	20,351	175,137
第一次産業（農林漁業）	83	1,430	78	1,422	83	1,440
第二次産業	4,433	56,457	4,132	47,650	3,634	39,235
鉱業	13	111	11	59	14	123
建設業	2,662	23,568	2,600	20,505	2,357	16,567
製造業	1,758	32,778	1,521	27,086	1,263	22,545
第三次産業	17,195	132,822	17,377	136,875	16,634	134,462
電気・ガス・熱供給・水道業	8	918	11	997	17	1,016
運輸・通信業	489	11,580	541	11,604	617	15,836
卸売業・小売業、飲食店	8,843	59,353	8,405	58,814	7,731	55,937
金融・保険業	390	8,613	393	7,916	353	6,976
不動産業	1,421	3,372	1,647	3,430	1,901	3,826
サービス業	6,044	48,986	6,380	54,114	6,015	50,871
（他に分類されないもの）						

資料：平成 21 年版長野市統計書（長野市企画課）

- (注) 1 単位は、事業所数は事業所、従業者数は人
 2 数値は各年 10 月 1 日現在（平成 8 年、平成 13 年、平成 18 年事業所・企業統計調査）

就業者数の推移

国勢調査結果に基づく就業者総数は減少傾向にあります。産業（大分類）別の就業者数では、平成 12 年比で第一次産業が 8.0%、第二次産業が 18.4% の減少、第三次産業が 1.1% の増加となっています。構成比についても第一次産業及び第二次産業は低下している一方、第三次産業の割合は上昇しています。

表 1-2-4 産業（大分類）別の 15 歳以上就業者数の推移

産業（大分類）	平成 12 年		平成 17 年		増減数	増減率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比		
総 数	202,347		194,900		7,447	3.7
第一次産業	16,727	8.3	15,393	7.9	1,334	8.0
第二次産業	53,426	26.4	43,603	22.4	9,823	18.4
第三次産業	129,221	63.9	130,693	67.1	1,472	1.1

資料：平成 17 年国勢調査結果報告書（長野市企画課）

- （注）1 単位は、就業者数は人、構成比は％
 2 数値は各年 10 月 1 日現在（平成 12 年、平成 17 年国勢調査結果）
 3 産業（大分類）別の就業者数及び構成比は分類不能の産業を除く

第2部

ごみ処理基本計画

第1章 現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみの分別及びごみ処理手数料

ごみの分別区分

ア 家庭ごみ

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、家庭灰、資源物7種類の10分別に大別され、拠点回収品目である蛍光灯、廃食用油を含めると12分別となっています。

表 2-1-1 家庭ごみの分別区分（平成22年度）

分別区分	具体例	排出方法
可燃ごみ	資源にならない紙、やわらかいプラスチック製品、ゴム製品、木製品、革製品・布類、生ごみ、汚れが落ちないプラスチック製容器包装など	市指定の可燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
不燃ごみ	金属製品、陶磁器、びん以外のガラス類、家電リサイクル対象品目を除く小型家電製品、硬いプラスチック製品など	市指定の不燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
家庭灰	家庭から出る焼却した灰（燃え残り等の未燃物は可燃ごみとして出す）	丈夫な袋へ入れ、びん類の日にごみ集積所へ出す。（1）
資源物	プラスチック製容器包装	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れてごみ集積所へ出す。
	紙	新聞・折込ちらし、段ボール、紙パック、雑誌・その他古紙に4分別
	びん	透明・白色、茶色、その他の色に3分別
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く

缶	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態でごみ集積所の市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのプラスチックボトル	フタ・ラベルを取り、バラの状態でごみ集積所の市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
剪定枝葉等 （H21.10～分別開始）	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてごみ集積所へ出す。（ 2 ）
（拠点回収品目）		
蛍光灯	割れていないもののみ	指定回収場所へ自己搬入
廃食用油	植物性の廃食用油	指定回収場所へ自己搬入

1 豊野地区の家庭灰及び乾電池は、指定回収場所で拠点回収

2 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は指定回収場所で拠点回収

イ 事業ごみ

事業所から排出されるごみは、事業系一般廃棄物5分別（可燃ごみ、紙、びん、缶、ペットボトル）に分別し、市処理施設または民間処理施設へ搬入されますが、市処理施設では分別されていないごみは受け入れていません。

ごみ処理手数料

ア 家庭ごみ処理手数料

本市では、定期収集にかかる家庭ごみ処理手数料について、平成8年11月からごみ指定袋購入チケット制度による一定量無料型の有料化制度を実施してきましたが、一層のごみの減量、分別の徹底及びリサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平性を目的とし、平成21年10月から全市統一で排出量比例型（従量制）の有料化制度を導入しました。

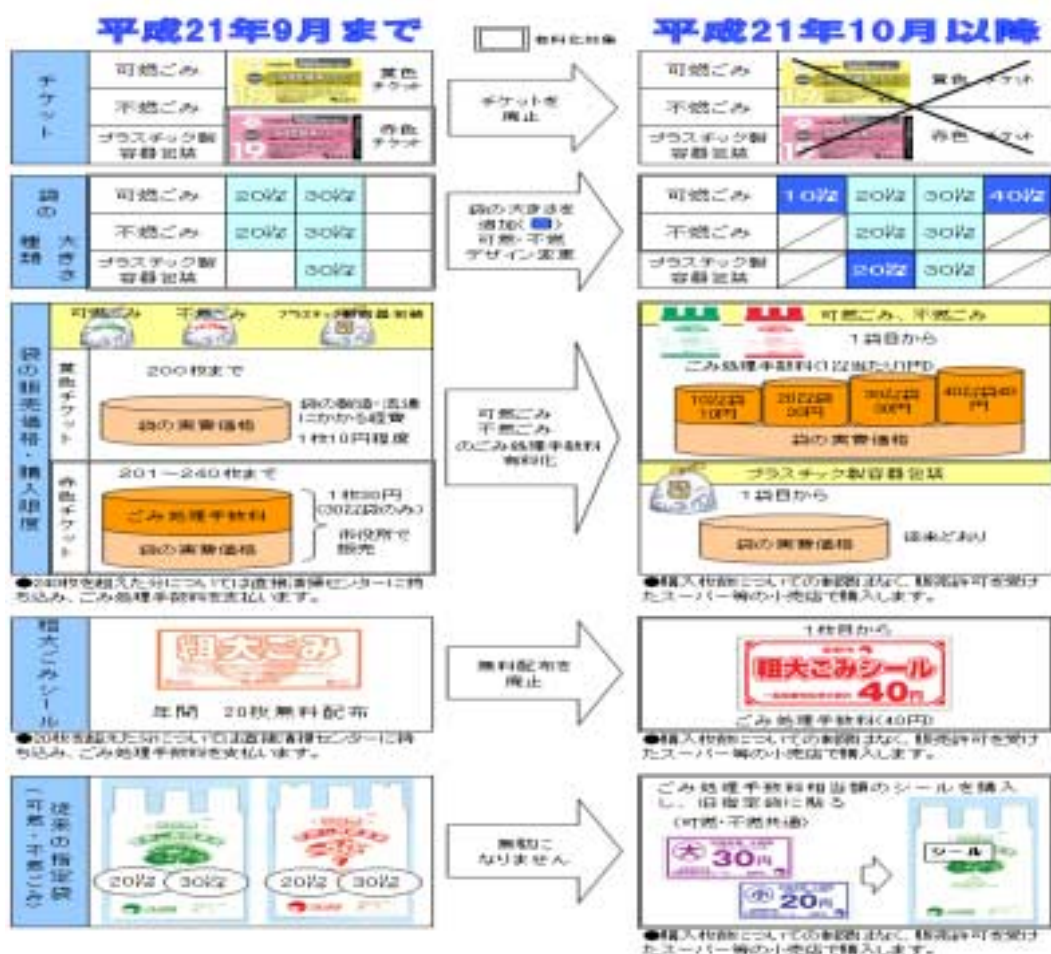
なお、有料化制度導入に伴う減免制度として、乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用世帯、生活保護受給世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を交付しています。

表 2-1-2 家庭ごみ処理手数料の概要

区分	分別区分	ごみ処理手数料	
		～平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月～
定期収集ごみ	可燃ごみ	1 世帯 1 年度につき ・指定袋 200 枚まで 無料	指定袋 1 リットル当たり 1 円
	不燃ごみ	・201 袋～240 袋 指定袋 1 リットル当 たり 1 円	無料
	プラスチック製容器包装	・240 袋を超えた分 直接搬入により手数料負担	
	粗大ごみ (1)	1 世帯 1 年度につき ・粗大ごみシール 20 枚まで 無料 ・20 枚を超えた分 直接搬入により手数料負担	粗大ごみシール 1 枚につき 40 円
	プラスチック製容器包装を除く資源物	無料	無料

1 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみをいう。

図 2-1-1 家庭ごみ処理手数料有料化制度の変更点



イ 直接搬入ごみ処理手数料

長野市清掃センターへ直接搬入する家庭ごみ、事業ごみの処理手数料については、平成 21 年 10 月に家庭ごみ処理手数料有料化制度の導入に併せ、手数料を改定しました。

豊野地区における可燃ごみの直接搬入は、北信保健衛生施設組合（東山クリーンセンター）へ搬入することから手数料が異なっています。

表 2-1-3 長野市清掃センターへの直接搬入ごみ処理手数料の概要

区分	搬入区分	ごみ処理手数料	
		～平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月～
直接搬入ごみ	可燃ごみ	10kg までごとに 90 円	10kg までごとに 130 円
	不燃ごみ	10kg までごとに 120 円	10kg までごとに 160 円
	資源物	10kg までごとに 30 円	

（注）平成 22 年 4 月 1 日現在

表 2-1-4 北信保健衛生施設組合への直接搬入ごみ処理手数料の概要

直接搬入ごみ （豊野地区のみ）	搬入区分	ごみ処理手数料
	可燃ごみ	10kg までごとに 90 円

（注）平成 22 年 4 月 1 日現在

（ 2 ）ごみ処理体制

収集・運搬

ア 家庭ごみ

本市の家庭ごみの収集は、委託（一部直営）によるごみ集積所からの定日収集方式としています。平成 17 年に合併した豊野地区については、処理施設が異なることから収集運搬主体、収集回数等一部異なっています。

また、定期収集を補完するため、資源物の一部の品目については、別途指定回収場所での拠点回収を実施しています。

表 2-1-5 家庭ごみの収集運搬体制（平成 22 年度）

収集・分別区分	排出場所	収集運搬主体	収集回数
定期収集			
可燃ごみ	集積所	委託 （一部市直営）	2 回 / 週 （一部 1 回 / 週）

	不燃ごみ	集積所	委託	1回 / 4週 (一部1回 / 月)
	家庭灰	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 4週 (一部拠点回収)
資源物 (1)	紙	集積所	委託	1回 / 4週 (一部2回 / 月)
	びん	集積所	委託	1回 / 4週 (一部1回 / 月)
	缶	集積所	委託	1回 / 4週 (一部2回 / 月)
	ペットボトル	集積所	委託	2回 / 4週 (一部1回 / 月)
	乾電池	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 4週 (一部拠点回収)
	プラスチック 製容器包装	集積所	委託 (一部市直営)	1回 / 週
	剪定枝葉	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回 / 週 (一部拠点回収)
拠点回収				
資源物	廃食用油	指定回収場所	委託	拠点回収
	蛍光灯	指定回収場所	委託	拠点回収

1 資源物のうち、紙、びん、缶、ペットボトル、剪定枝葉(一部地域のみ)については、定期収集のほか、拠点回収も実施

イ 事業ごみ

事業ごみは、自己処理責任の原則に基づき、再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図るほか、排出者自ら運搬または一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託により、市処理施設または一般廃棄物処分業許可業者(民間処理施設)へ搬入します。

中間処理

定期収集・拠点回収により搬入された家庭ごみ及び市処理施設へ直接搬入された家庭ごみ・事業ごみは、長野市清掃センター及び北信保健衛生施設組合処理施設(豊野地区のみ)において中間処理されます。

可燃ごみ等は焼却施設において焼却処理後、焼却灰及び飛灰処理物は最終処分場において埋立により最終処分されます。不燃ごみは資源化施設において破碎・選別処理後、可燃性残渣は焼却施設において焼却処理、再生利用可能な金属類等は民間施設等において資源化处理、不燃性残渣は最終処分場において埋立により最終処分されます。家庭灰は最終処分場において埋立により最終処分、資源物は市処理施設において中間処理後、民間施設等において資源化处理されます。市処理施設で中間処理できない一部の資源物は民間施設等において中間処理（資源化）されています。

なお、事業ごみのうち、市処理施設へ搬入されないものは一般廃棄物処分業許可業者等の処理施設において中間処理されます。

表 2-1-6 中間処理体制（平成 22 年度）

区分	中間処理主体	中間処理施設	中間処理方法	
可燃ごみ (不燃ごみのうち 破碎・選別処理後の 可燃性残渣を含む)	市直営	清掃センター 焼却施設	焼却 (熱回収：施設内への 電力供給、温水プール 等への給温水、売電)	
	北信保健衛生施 設組合	東山クリーンセ ンター		
不燃ごみ	市直営	清掃センター 資源化施設	破碎・選別 (可燃性残渣は焼却 処理、不燃性残渣は埋 立処分、金属類は民間 施設で資源化处理)	
家庭灰			(埋立による最終処 分)	
資 源 物	紙	委託	民間処理施設	資源化
	びん	市直営	清掃センター 資源化施設	粗破碎・保管
		北信保健衛生施 設組合(委託)	民間処理施設	資源化
	缶	市直営	清掃センター 資源化施設	圧縮・梱包
		北信保健衛生施 設組合	不燃物処理セン ター	
	ペットボトル	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包

	北信保健衛生施設組合（委託）	民間処理施設	資源化
乾電池	委託	民間処理施設	資源化
プラスチック製容器包装	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包
剪定枝葉	委託	民間処理施設	資源化
廃食用油	委託	民間処理施設	資源化
蛍光灯	委託	民間処理施設	資源化

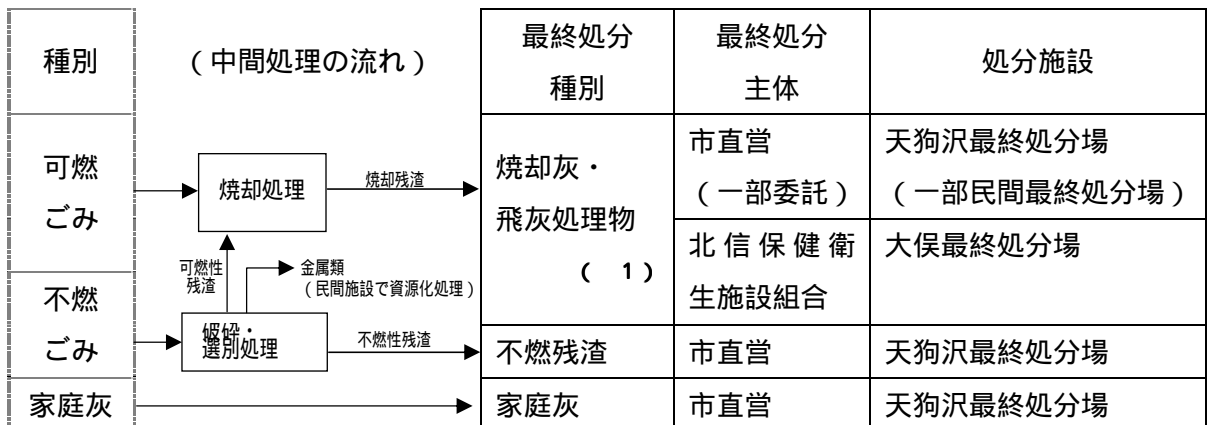
最終処分

焼却処理に伴い発生した焼却灰・飛灰、不燃ごみの破碎・選別処理により発生した不燃残渣、家庭灰は、長野市最終処分場及び北信保健衛生施設組合最終処分場（豊野地区のみ）において埋立により最終処分されます。

焼却灰及び飛灰処理物の一部については、民間施設において最終処分を行っています。

なお、事業ごみのうち、市処理施設以外の民間処理施設において中間処理されたものは、一般廃棄物処分業許可業者等の最終処分場において最終処分されます。

表 2-1-7 中間処理の流れと最終処分体制（平成 22 年度）

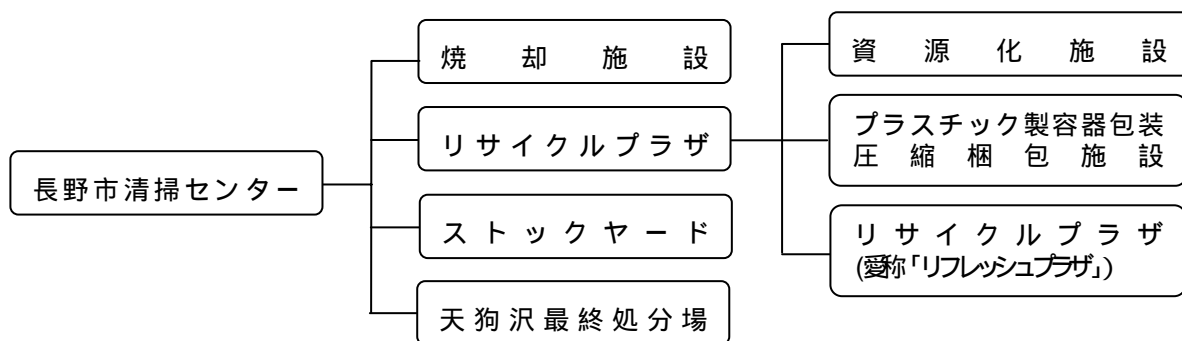


1 飛灰処理物・・・焼却処理に伴い発生する排ガス中に含まれる微小粒子状の灰で薬剤添加等により安定化後、埋立処理される。

ごみ処理施設

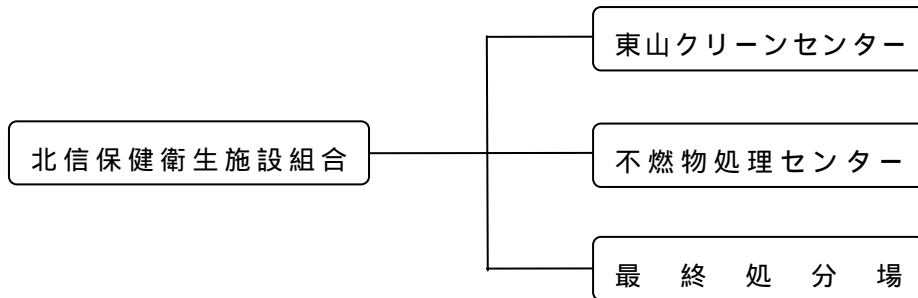
本市のごみ処理施設の概要は次のとおりです。

ア 長野市清掃センター



施設	処理能力等	備考
焼却施設 (松岡二丁目 42-1)	全連続燃焼式ストーカ式焼却炉 450 トン / 24 h (150 トン / 24 h × 3 炉)	・昭和 57 年 1 月稼働開始 ・蒸気タービン発電機設置 (1,450kw/h) ・焼却熱の有効利用 (施設内の電力供給・温水プール・老人憩の家への給温水・売電)
資源化施設 (松岡二丁目 42-1)	不燃系 粗破碎 45 トン / 5 h 回転式破碎 150 トン / 5 h 資源系 20 トン / 5 h 二軸式・回転式破碎処理 選別処理、鉄・アルミ圧縮処理	・平成 8 年 4 月稼働開始
プラスチック製容器 包装圧縮梱包施設 (松岡二丁目 42-1)	10 トン / 5 h × 2 系列 油圧式、ラッピング + P P バンド	・平成 16 年 6 月稼働開始
リサイクルプラザ (松岡二丁目 42-1)	リサイクル啓発施設	・資源化施設の併設施設 ・愛称「リフレッシュプラザ」
ストックヤード (松岡二丁目 2370)	処理困難物の一時保管施設	・平成 19 年 3 月稼働開始
天狗沢最終処分場 (篠ノ井小松原 3559-7)	管理型処分場 サンドイッチ方式 埋立容量 285,000m ³ 埋立面積 24,000m ²	・平成 4 年 4 月埋立開始 ・浸出水処理能力 200 トン / 日

イ 北信保健衛生施設組合



施設	処理能力等	備考
東山クリーンセンター (中野市大字中野 1308-1)	全連続燃焼式ストーカ式焼却炉 130 トン / 24 h (65 トン / 24 h × 2 炉)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 4 月稼働開始 ・蒸気タービン発電機設置 (110kw/h × 2 基) ・焼却熱の有効利用 (施設内の電力供給・周辺道路の融雪・中野市農村環境改善センターへの給温水・売電)
不燃物処理センター (山ノ内町大字戸狩 683-1)	20 トン / 5 h 選別処理、鉄・アルミ圧縮処理	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 7 月稼働開始
最終処分場 (中野市大字大俣 1120)	管理型処分場 埋立容量 38,000m ³ 埋立面積 4,700m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 10 月埋立開始 ・浸出水処理能力 35 トン / 日

ごみ処理フロー

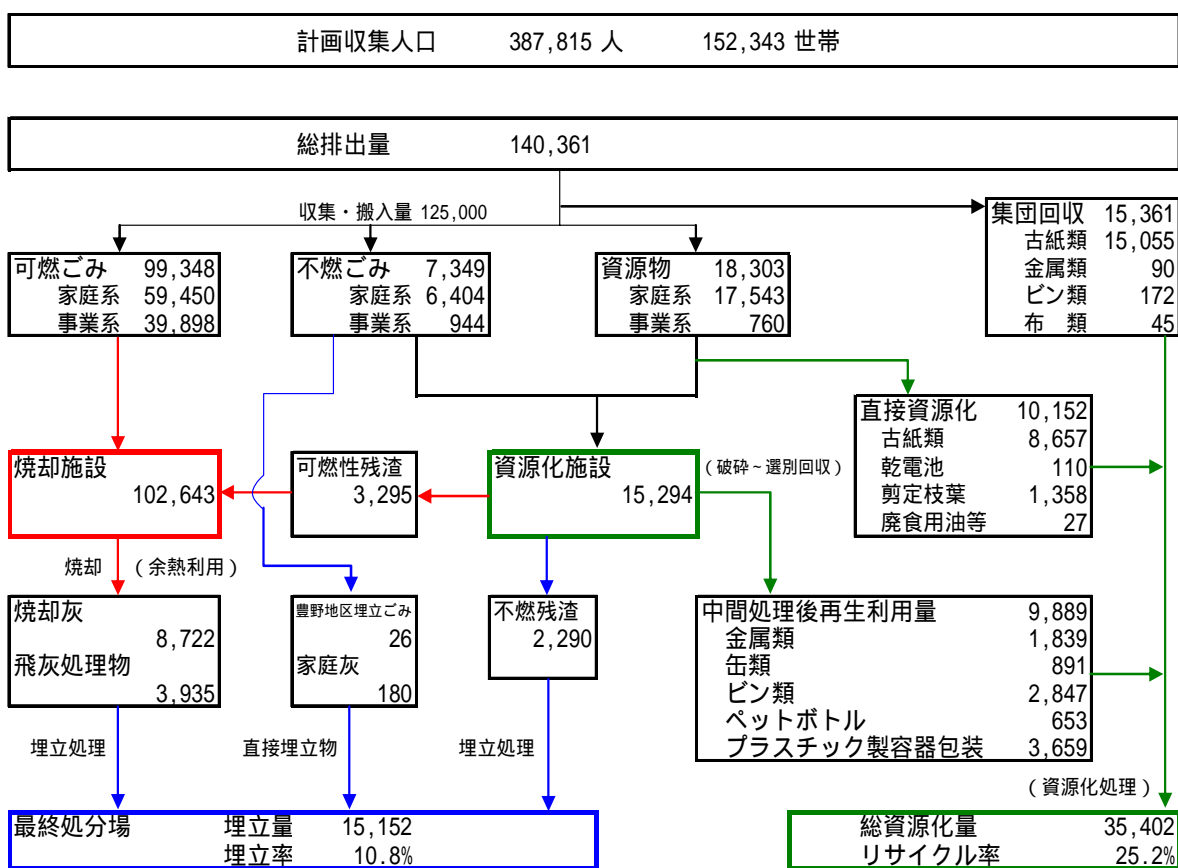
平成21年度の長野市におけるごみ処理の流れ(フロー)は、図2-1-2のとおりです。

収集・搬入されたごみは、焼却施設や資源化施設において中間処理後、最終処分または資源化処理されます。(一部、中間処理を経ずに直接埋立処分または・資源化処理)

なお、市処理施設以外に搬入された事業ごみは、民間処理施設において中間処理及び最終処分されるため、長野市のごみ処理フローには含まれません。

図2-1-2 長野市のごみ処理フロー(平成21年度実績)

単位:トン



- (注) 1 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量
 2 埋立量 = 焼却灰 + 飛灰処理物 + 埋立ごみ + 家庭灰 + 不燃残渣
 3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量
 4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量
 5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量
 6 豊野地区埋立ごみは、全市分別区分統一により平成21年10月以降は収集及び埋立処分終了

(3) ごみ処理実績等の推移

種類別排出量

本市のごみの種類別排出量について、前計画の計画初年度である平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の実績の推移は、表 2-1-8 のとおりです。

可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の合計排出量は減少傾向にあり、集団回収量は微増傾向にあります。集団回収量も含めた平成 21 年度総排出量 140,361 トンは、平成 17 年度比で 10,897 トン、7.2%の減少となっています。

表 2-1-8 ごみの種類別排出量（家庭系・事業系合計）の推移

単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
可燃ごみ	110,284 (2.5%)	109,180 (1.0%)	107,643 (1.4%)	103,610 (3.7%)	99,348 (4.1%)
不燃ごみ	7,329 (1.2%)	7,804 (6.5%)	6,400 (18.0%)	6,427 (0.4%)	7,349 (14.3%)
資源物	19,830 (0.4%)	19,127 (3.5%)	18,237 (4.7%)	17,432 (4.4%)	18,303 (5.0%)
紙	10,878	10,377	9,653	9,090	8,670
びん	3,279	3,165	3,092	2,954	2,831
缶	1,116	1,066	1,014	966	938
ペットボトル	714	716	724	694	650
乾電池	106	104	107	103	110
プラスチック製容器包装	3,734	3,688	3,629	3,604	3,719
剪定枝葉	-	-	-	-	1,358
その他資源物	2	12	17	21	27
合計	137,443 (2.0%)	136,111 (1.0%)	132,280 (2.8%)	127,469 (3.6%)	125,000 (1.9%)
集団資源回収	13,815 (9.8%)	15,164 (9.8%)	15,313 (1.0%)	15,509 (1.3%)	15,361 (1.0%)
総排出量	151,258 (2.7%)	151,276 (0.0%)	147,594 (2.4%)	142,979 (3.1%)	140,361 (1.8%)

- (注) 1 端数処理の関係から各種別ごとの排出量と合計が一致しない場合がある。以下の表も同様。
 2 () 書きの数値は、対前年度比の増減率
 3 H21 には、合併前の旧信州新町及び旧中条村(H21.4~12)のごみ量は含まない。以下の表も同様。
 4 事業ごみで、市処理施設以外に搬入された量は含まない。以下の表も同様。

家庭系・事業系別排出量

家庭系、事業系別のごみの排出量の推移は、表 2-1-9 のとおりです。

平成 21 年度の排出量は、平成 17 年度比で家庭系は 4,456 トン、5.1%の減少、事業系では 7,986 トン、16.1%の減少となっています。

なお、家庭系、事業系別の構成割合は、平成 20 年度実績で家庭系が 66.1%、事業系が 33.9%となっています。(図 2-1-3)

表 2-1-9 ごみの発生源別排出量の推移

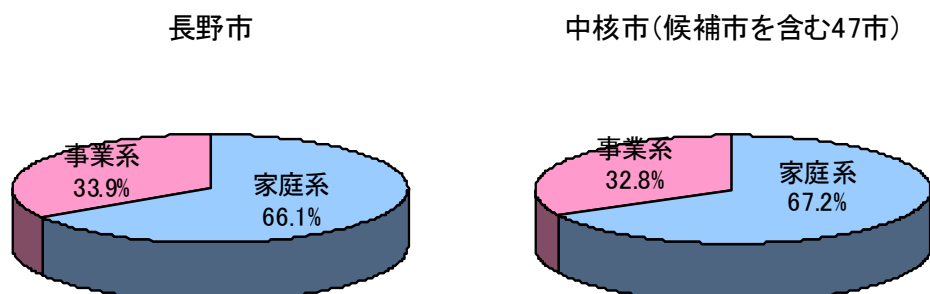
単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
家庭系	87,854 (4.8%)	88,287 (0.5%)	85,893 (2.7%)	84,290 (1.9%)	83,398 (1.1%)
可燃ごみ	62,726	63,390	63,131	62,202	59,450
不燃ごみ	6,548	6,850	5,551	5,546	6,404
資源物	18,580	18,047	17,212	16,543	17,543
事業系	49,589 (2.6%)	47,824 (3.6%)	46,387 (3.0%)	43,179 (6.9%)	41,603 (3.6%)
可燃ごみ	47,558	45,790	44,513	41,408	39,898
不燃ごみ	782	954	849	882	944
資源物	1,250	1,081	1,025	890	760
合計	137,443 (2.0%)	136,111 (1.0%)	132,280 (2.8%)	127,469 (3.6%)	125,000 (1.9%)

(注)()書きの数値は、対前年度比の増減率

図 2-1-3 ごみの発生源別(家庭系・事業系別)排出量の構成割合

(平成 20 年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果)



収集形態別排出量

平成 17 年の合併地域では、合併後直営収集を行っていましたが、平成 20 年度から戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区については委託収集に変更しました。合計排出量に対する各収集形態別排出量の構成割合は、委託収集の割合が増加し、直営収集、許可業者・市民等による直接搬入の割合は減少しています。

表 2-1-10 ごみの収集形態別排出量の推移

単位：トン

年度 収集形態	H17	H18	H19	H20	H21
委託収集 (構成割合：％)(1)	84,691 (61.6)	84,971 (62.4)	82,936 (62.7)	82,557 (64.8)	81,614 (65.3)
直営収集 (構成割合：％)(2)	3,163 (2.3)	3,316 (2.4)	2,958 (2.2)	1,733 (1.4)	1,653 (1.3)
許可・外来・直接搬入 (構成割合：％)(3)	49,589 (36.1)	47,824 (35.1)	46,387 (35.1)	43,179 (33.9)	41,732 (33.4)
合計	137,443	136,111	132,280	127,469	125,000

1 委託収集・・・家庭ごみのうち、市が委託した事業者により収集した量

2 直営収集・・・家庭ごみのうち、市が直営により収集した量

3 許可・外来・直接搬入・・・家庭ごみのうち、市民が直接市処理施設へ搬入した量及び事業ごみで一般廃棄物収集運搬業許可業者（又は事業者自ら）が市処理施設へ搬入した量の合計

集団資源回収量

集団回収による資源回収量及び団体数の推移は、表 2-1-11 のとおりです。

ごみの減量、再資源化を推進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物の回収を行った団体に対し、回収量に応じて報奨金（6 円/kg）を交付しています。平成 21 年度実績では、平成 17 年度比で団体数が 45 団体、9.9%の増加、合計回収量が 1,546 トン、11.2%の増加となっています。回収品目別では、古紙類が最も多く、約 98%を占めています。

表 2-1-11 集団資源回収量（品目別）及び団体数の推移

単位：トン

年度 回収品目	H17	H18	H19	H20	H21
団体数	454 団体 (29)	462 団体 (8)	477 団体 (15)	499 団体 (22)	499 団体 (0)
古紙類	13,433	14,820	14,979	15,171	15,055

新聞	6,924	7,712	7,765	7,853	7,559
雑誌	4,101	4,534	4,623	4,721	4,867
段ボール	2,306	2,460	2,477	2,479	2,511
牛乳パック	97	111	113	116	116
その他古紙	5	3	1	2	2
缶類	61	68	75	94	90
布類	53	44	42	40	45
びん類	269	233	217	205	172
合計	13,815 (9.8%)	15,164 (9.8%)	15,313 (1.0%)	15,509 (1.3%)	15,361 (1.0%)

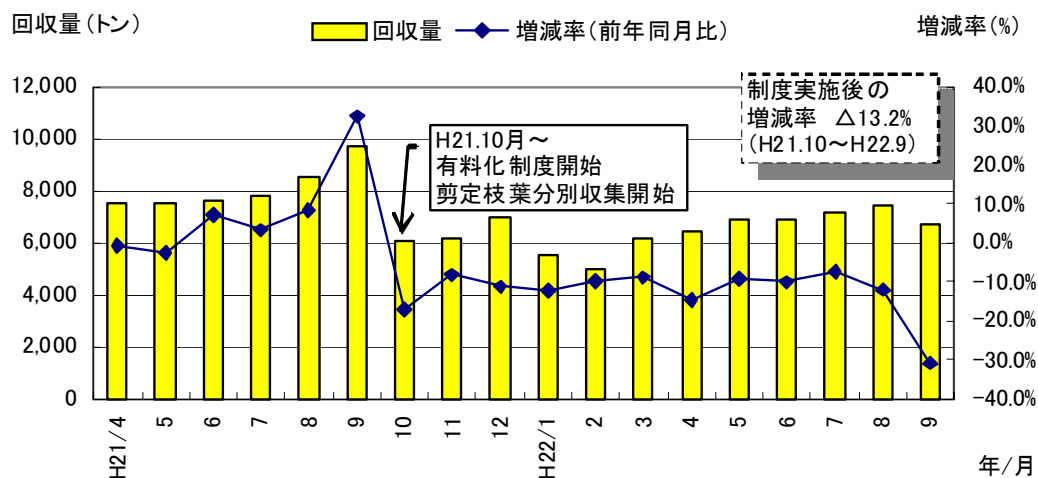
(注) 団体数の () 書きは対前年度比の増減数、合計の () 書きは、対前年度比の増減率

有料化制度実施後の家庭ごみ量の状況

平成 21 年 10 月から家庭系可燃ごみ及び不燃ごみについて有料化制度を導入し、併せて従来可燃ごみであった剪定枝葉について資源物として分別収集を開始しましたが、制度実施後の家庭ごみ回収量の推移は、図 2-1-4～図 2-1-7 のとおりです。

制度実施後の家庭ごみ量について、前年同期間と比較すると、合計回収量で 13.2%【10.4%】、可燃ごみで 19.1%【17.7%】、不燃ごみで 46.3%【24.6%】の減少となっており、資源物については剪定枝葉の分別収集に伴い 24.8%【21.1%】の増加となっています。(いずれも平成 22 年 9 月末現在。【 】内は、対前々年同期間との比較。)

図 2-1-4 家庭ごみ量 (可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の合計) の推移



(注) 集団回収量は含まない。

図 2-1-5 家庭系可燃ごみ量の推移

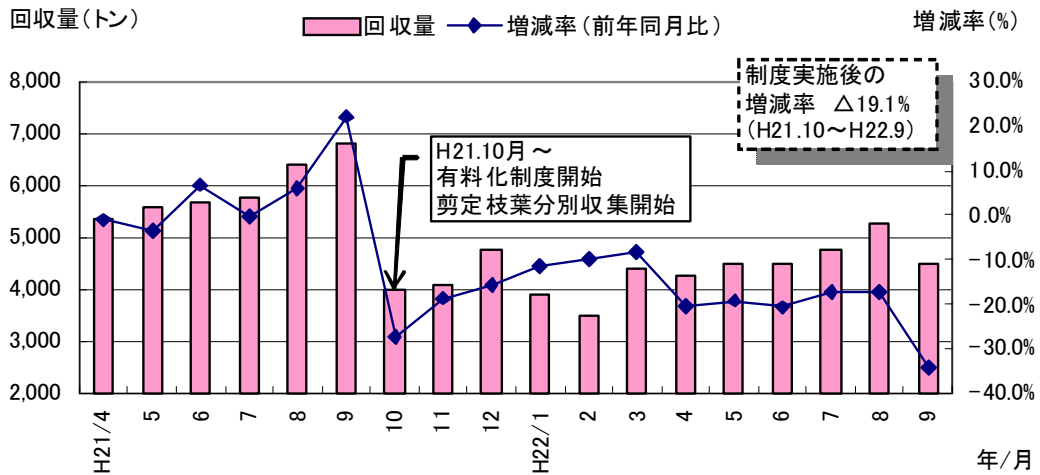


図 2-1-6 家庭系不燃ごみ量の推移

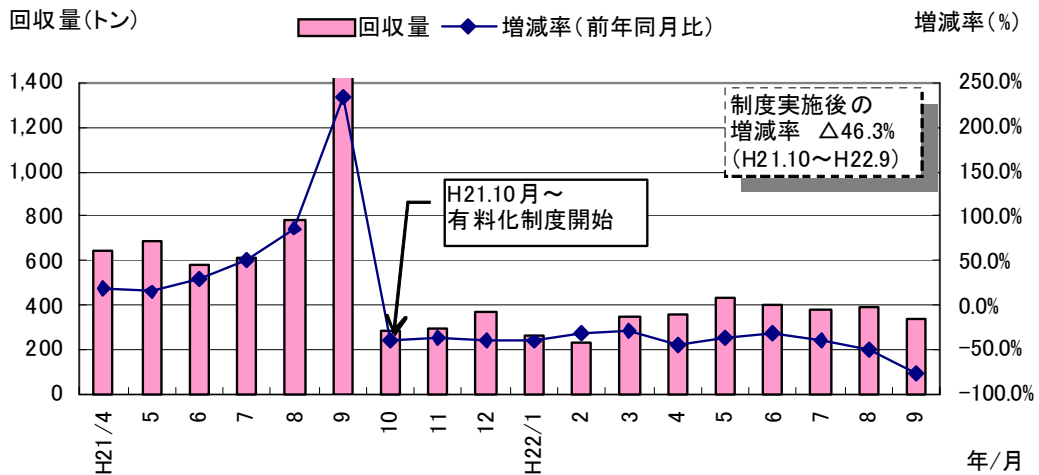
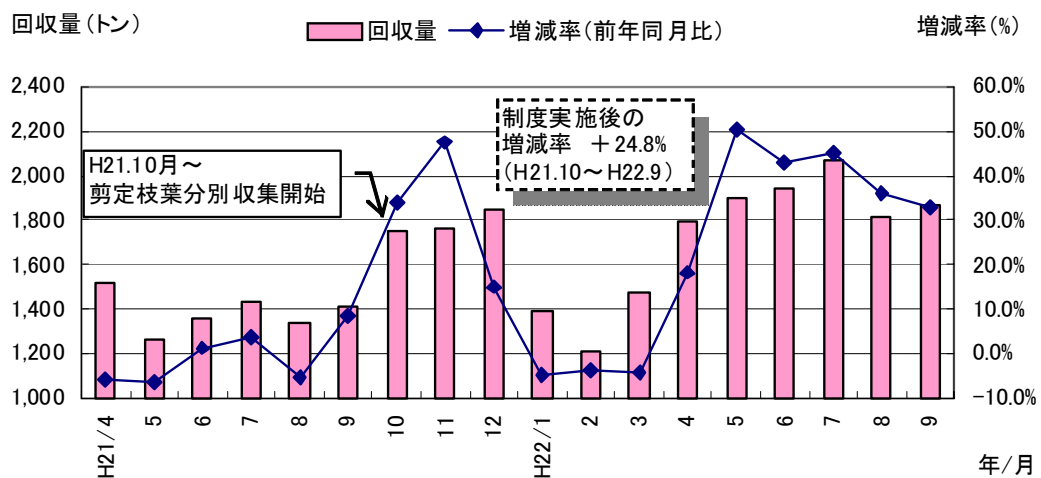


図 2-1-7 家庭系資源物量の推移



(注) 集団回収量は含まない。

市民一人当たりのごみ量

ごみの総排出量は、減少傾向となっておりますが、市民一人当たりのごみ量についても減少傾向となっております。市民一人当たりのごみ量は、人口密集地域の方が値が大きくなることから、全国平均より良好ですが、長野県内平均と比較すると下回っています。((4) 全国類似都市との比較 参照)

また、前計画で定めた数値目標項目である、「市民一人当たりの可燃ごみ量」は、平成 21 年度において当初の目標値 160kg / 年を達成し、155kg / 年となっております。((5) ごみ処理の評価 参照)

表 2-1-12 一人当たりのごみ量の推移 (環境省一般廃棄物処理事業実態調査)

項目		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
A 一人一日当たり のごみ排出量 (単位: g / 人・日)	長野市	991	974	953	923	898
	長野県平均	953	931	915	872	848
	全国平均	1,067	1,050	1,024	971	934
B 一人一日当たり のごみ総排出量 (集団回収量含む) (単位: g / 人・日)	長野市	1,091	1,082	1,063	1,035	1,008
	長野県平均	986	966	951	907	881
	全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994
C 一人当たりの家 庭系可燃ごみ量 (単位: kg / 人・年)	長野市	164	166	166	163	155

(注) 1 H21 実績は、平成 22 年 1 月に合併した旧信州新町及び旧中条村の合併前 (H21.4 ~ H21.12) のごみ量等を含む。

2 項目 C はごみ処理基本計画で定めた数値目標項目 (長野市独自集計項目)

ごみ処理量

ごみ処理施設における処理量の推移は、表 2-1-13 のとおりです。

平成 21 年度のごみ処理量は、平成 17 年度比で焼却処理量が 9.6% の減少、埋立処理量が 16.2% の増加、資源化処理量が 8.4% の減少となっております。

表 2-1-13 ごみ処理量の推移

単位: トン

年 度		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
処理区分						
焼却処理		113,583	112,651	110,384	106,489	102,643
(1)		(2.3%)	(0.8%)	(2.0%)	(3.5%)	(3.6%)

埋立処理 (2)	1,993 (7.2%)	2,300 (15.4%)	2,020 (12.2%)	2,031 (0.5%)	2,316 (14.0%)
資源化処理 (3)	21,867 (0.2%)	21,160 (3.2%)	19,876 (6.1%)	18,949 (4.7%)	20,041 (5.8%)
合計	137,443 (2.0%)	136,111 (1.0%)	132,280 (2.8%)	127,469 (3.6%)	125,000 (1.9%)

(注) ()書きの数値は、対前年度比の増減率

- 1 焼却処理には、不燃ごみを破碎・選別後の可燃性残渣の焼却量を含む。
- 2 埋立処理は、不燃ごみを破碎・選別後の不燃残渣及び直接埋立ごみ量の合計(焼却灰は含まない)
- 3 資源化処理は、収集・搬入後、直接民間処理施設で資源化された量を含む。

リサイクル率

リサイクル率とは、市処理施設へ搬入された家庭ごみ・事業ごみに、集団回収による資源回収量を加えた総排出量のうち、実際に資源としてリサイクル可能な量の割合を表す指標で、家庭ごみとして排出された資源物や集団回収による資源物の回収量が多いほど、リサイクル率は高くなります。また、不燃ごみのうち、破碎・選別処理により回収された金属類の量もリサイクル率に反映されます。

本市におけるリサイクル率は、集団資源回収の推進、平成 16 年度のプラスチック製容器包装の全市分別収集の開始、平成 21 年 10 月の剪定枝葉の分別回収の開始等により、平成 21 年度では **25.3%** となり、平成 17 年度比で **1.7** ポイント上昇しています。((4) 全国類似都市との比較 参照)

表 2-1-14 リサイクル率の推移(環境省一般廃棄物処理事業実態調査)

項目		年 度				
		H17	H18	H19	H20	H21
リサイクル率 (%)	長野市	23.6	24.0	23.8	24.1	25.3
	長野県平均	24.5	23.8	24.2	24.6	24.7
	全国平均	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5

(注) 1 H21 実績は、平成 22 年 1 月に合併した旧信州新町及び旧中条村の合併前(H21.4~H21.12)のごみ量等を含む。

2 リサイクル率 = (市処理施設等における資源化量 + 集団回収量) / (市処理施設へのごみ収集搬入量 + 集団回収量)

3 市処理施設以外の民間処理施設へ搬入された事業ごみは、リサイクル率の計算に含まれない。

最終処分量

焼却処理後の焼却灰・飛灰処理物、中間処理後の不燃残渣等は市最終処分場等において埋立により最終処分されています。平成 21 年度最終処分量合計は、15,152 トンで、平成 17 年度比で 2,681 トン、15.0%の減少となっています。

表 2-1-15 最終処分量の推移

単位：トン

年度 種別	H17	H18	H19	H20	H21
焼却灰・飛灰	15,628	15,031	14,135	13,407	12,657
不燃残渣	1,968	2,272	1,992	2,004	2,290
家庭灰	212	195	193	191	180
直接埋立物	25	28	28	27	26
最終処分合計	17,833 (1.3%)	17,526 (1.7%)	16,348 (6.7%)	15,629 (4.4%)	15,152 (3.1%)

(注) 1 最終処分合計の()書きは、対前年度比の増減率

2 最終処分場における覆土の量は含まない。

3 市処理施設以外の民間処理施設へ搬入された事業ごみの最終処分量は含まない。

ごみの性状（家庭ごみ組成分析）

ごみ集積所へ排出された家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するために、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装について、年 1 回、定点サンプリング方式（湿重量ベース）による組成分析調査を実施しています。

ア 可燃ごみ

可燃ごみの組成割合は、平成 22 年度の分類別の構成比では、資源物類が平成 17 年度比で 1.9 ポイント減少し、可燃ごみ類は 1.5 ポイント増加、不燃ごみ類は 0.4 ポイント増加しています。

組成別では生ごみ類の割合が最も多く、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値では可燃ごみ全体の 46.4%を占めています。生ごみ類は、資源物類及び不燃ごみ類を除いた可燃ごみ類の中でも 58.8%を占めている状況にあります。

表 2-1-16 可燃ごみの組成分析調査結果

単位：%

分類・組成	年 度						H17～H22 6 カ年平均
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A 可燃ごみ類	77.6 (100.0)	73.8 (100.0)	76.4 (100.0)	78.5 (100.0)	83.6 (100.0)	79.1 (100.0)	78.8 (100.0)
生ごみ類	49.9 (64.3)	40.5 (54.9)	38.9 (50.9)	44.4 (56.6)	57.2 (68.4)	36.5 (46.2)	46.4 (58.8)
紙おむつ	1.5 (1.9)	5.0 (6.7)	5.9 (7.7)	6.8 (8.7)	3.1 (3.7)	3.5 (4.5)	4.1 (5.3)
その他可燃ごみ	26.2 (33.7)	28.3 (38.4)	31.6 (41.4)	27.3 (34.8)	23.3 (27.8)	39.0 (49.3)	28.3 (35.9)
B 資源物類	22.0	26.0	23.3	19.3	16.0	20.1	20.5
プラスチック製容器包装	4.9	7.7	5.2	6.0	2.7	6.4	5.1
紙類	17.1	18.3	18.1	13.3	13.3	13.7	15.4
C 不燃ごみ類	0.4	0.2	0.3	2.3	0.4	0.8	0.7
分類合計 (A+B+C)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1 H21 調査は、年 2 回調査の合計値。以下の表も同様。

2 () 書きの数値は、調査対象可燃ごみのうち、B 資源物類及び C 不燃ごみ類を除いた、A 可燃ごみ類における生ごみ類、紙おむつ、その他可燃ごみの占める割合を表す。

イ 不燃ごみ

不燃ごみでは、プラスチック製容器包装や缶類・びん類などの資源物類の混入率が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値で 13.7% となっています。また、可燃ごみ類が 6 カ年平均値で 12.5% 混入している状況にあります。

表 2-1-17 不燃ごみの組成分析調査結果

単位：%

分類・組成	年 度						H17～H22 6 カ年平均
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A 不燃ごみ類	47.9	51.2	56.5	51.2	58.6	60.9	55.0
金属類	15.9	9.8	10.6	9.3	10.0	13.4	11.4
ガラス・陶磁器類	15.1	18.9	13.7	14.4	26.6	13.2	17.7
その他不燃ごみ	16.9	22.5	32.2	27.4	22.0	34.3	26.0
B プラスチック製品類	19.8	19.6	18.4	21.0	16.5	18.7	18.8
C 資源物類	16.7	19.2	12.0	15.9	12.6	7.8	13.7

プラスチック製容器包装	9.4	6.1	3.8	4.8	4.4	3.2	5.1
紙類	0.4	0.5	0.4	0.6	0.1	0.2	0.3
缶類	2.5	4.8	2.1	2.7	2.0	1.5	2.5
びん類	4.2	7.4	5.3	7.3	5.9	2.8	5.5
ペットボトル	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
乾電池	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2
D 可燃ごみ類	15.6	10.0	13.1	11.9	12.3	12.6	12.5
分類合計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ウ プラスチック製容器包装

平成 16 年度の全市分別収集開始後、プラスチック製容器包装の分別状況は比較的良好であると言えますが、汚れのひどい状態のもの（ ）が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値で 8.9%含まれているほか、可燃ごみ類が 6 カ年平均値で 6.6%、容器包装以外のプラスチック製品類が 6 カ年平均値で 2.7%混入している状況にあります。

プラスチック製容器包装は、汚れのひどいものはリサイクルできないため、軽くすすぐか、紙でふき取るなどして排出します。(ただし、洗剤や水を多量に必要とするものは可燃ごみとして排出)

表 2-1-18 プラスチック製容器包装の組成分析調査結果

単位：%

分類・組成	年 度						H17～H22 6 カ年平均
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A プラスチック製容器包装	81.0	90.0	87.8	88.5	91.5	91.4	88.7
食品トレイ類	3.0	2.5	2.2	2.9	3.3	5.2	3.2
レジ袋類	5.7	6.3	5.4	6.3	4.0	6.7	5.5
汚れのひどいプラ（ ）	11.4	7.3	7.9	6.7	12.1	4.9	8.9
その他のプラ	60.9	73.9	72.3	72.6	72.1	74.5	71.0
B 資源物類	3.7	0.6	0.8	0.5	0.7	1.5	1.3
紙類	1.3	0.5	0.4	0.1	0.2	0.1	0.4
ペットボトル	2.4	0.1	0.4	0.4	0.5	1.4	0.8
C 可燃ごみ類	12.3	4.3	6.6	8.9	4.7	4.0	6.6
汚れの落ちないプラ	2.7	1.5	3.0	1.8	2.0	1.9	2.1
その他可燃ごみ	9.6	2.8	3.6	7.1	2.7	2.1	4.5
D 不燃ごみ類	0.5	0.2	0.5	0.6	0.9	1.6	0.7
E プラスチック製品類	2.5	4.9	4.3	1.5	2.2	1.5	2.7
分類合計 (A+B+C+D+E)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ごみ処理経費

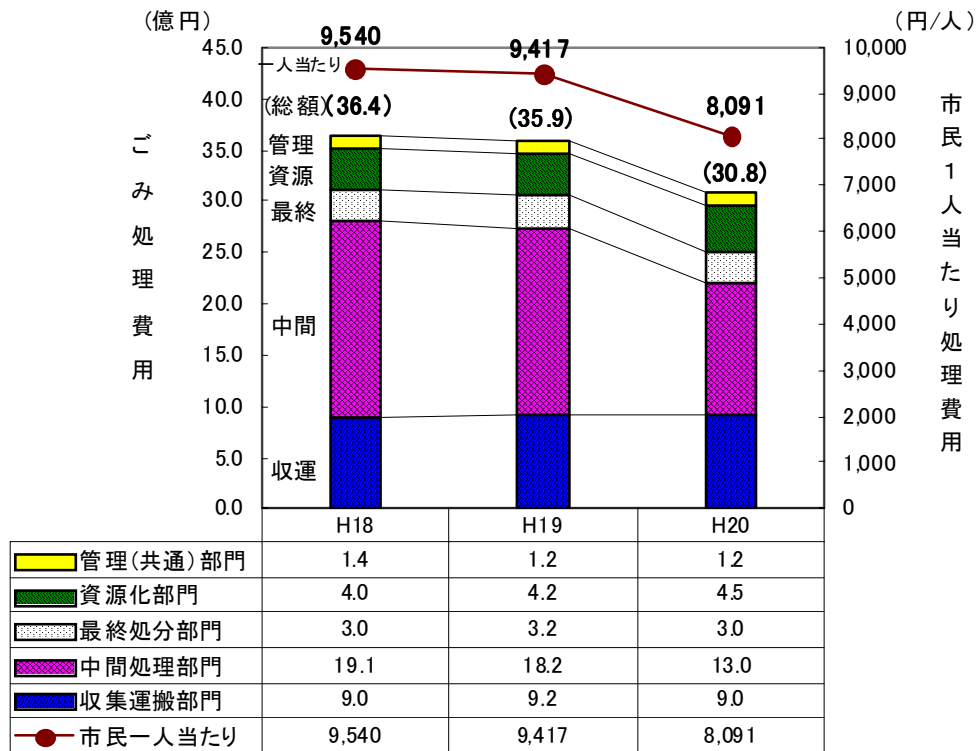
ア ごみ処理経費（一般廃棄物会計基準）

本市では、平成 19 年 6 月に国が公表した一般廃棄物処理事業のコスト分析手法（一般廃棄物会計基準）に基づくごみ処理費用分析を行っています。（平成 18 年度分から）

長野市のごみ処理に要した経費は、平成 20 年度で 30.8 億円で、部門別経費の割合で見ると、中間処理部門が最も大きく 42.2%、次いで収集運搬部門が 29.2%、資源化部門が 14.6%、最終処部門が 9.7%、管理部門が 3.9% となっています。

過去 3 カ年の部門別経費の推移は、収集運搬・最終処分・資源化・管理の各部門は横ばいで推移していますが、中間処理部門では、平成 20 年度に前年度比で 5.2 億円減少しています。これは、ダイオキシン類排出基準の改正にあわせ平成 13 年度に実施した長野市清掃センター焼却施設の排ガス高度処理施設改修工事費 38.4 億円の減価償却分の経費（均等償却分：5.5 億円 / 年）について耐用年数（7 年）経過により平成 20 年度分から経費算入されなくなったことによるもので、その影響を除くと、中間処理部門経費についても横ばいで推移しています。

図 2-1-8 ごみ処理経費（一般廃棄物会計基準）と市民一人当たり経費の推移



(注) 上記基準に基づくごみ処理経費には、ごみ処理施設の減価償却費を含む。また、直接ごみ処

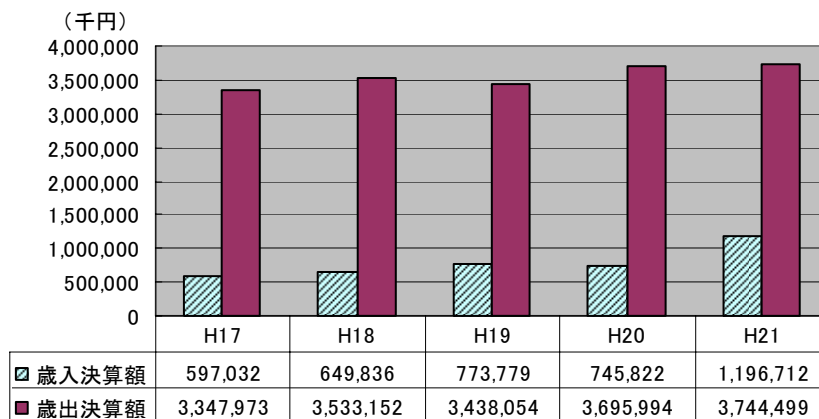
理に関係しない費用は含まない(非原価)したがって、後述「イ」のごみ処理関係歳出決算額とは一致しない。

イ ごみ処理関係歳入・歳出決算額

本市のごみ処理に関する歳入及び歳出決算額の推移は、図 2-1-9 のとおりです。平成 21 年度決算額について平成 17 年度と比較すると、平成 21 年 10 月の家庭ごみ有料化制度の導入及び清掃センター搬入手数料の改定に伴い、歳入は倍増しています。歳出は、平成 17 年度比で 11.8% 増加しています。

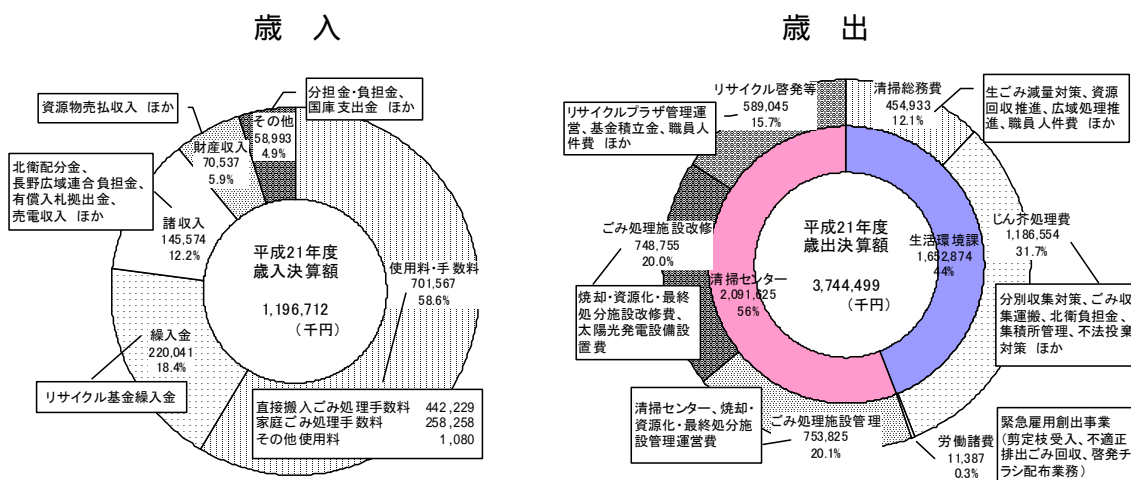
平成 21 年度の決算額の内訳は、図 2-1-10 のとおりです。

図 2-1-9 歳入・歳出決算額(ごみ処理関係)の推移



(注) 決算額は、生活環境課(し尿処理関係費用除く)及び清掃センターの各決算額の合計

図 2-1-10 平成 21 年度決算額の内訳



(4) 全国類似都市との比較

本市のごみ量等の状況について、平成 21 年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づき、中核市（候補市を含む）47 市との比較を行った。

表 2-1-19 環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成 21 年度）

	全 国	長野県	中核市	長野市	中核市順位
一人一日当たりのごみ総排出量 （集団回収量含む） （単位：g/人・日） （ 1 ）	994	881	1,022	1,008	18/47
一人一日当たりの家庭系ごみ総 排出量（集団回収量含む） （単位：g/人・日） （ 2 ）	709	638	712	710	24/47
リサイクル率 （単位：%） （ 3 ）	20.5	24.7	19.8	25.3	7/47
最終処分量 （単位：%） （ 4 ）	11.0	10.1	10.9	10.9	22/47

- (注) 1 中核市は、平成 22 年 4 月 1 日現在の中核市 40 市に候補市 7 市を加えた 47 市
 2 中核市順位は、良好な方からの順位（一人一日当たりのごみ総排出量・家庭系総排出量、最終処分量は値が少ない方が良好、リサイクル率は値が高い方が良好となる）
 3 表中の長野市実績は、平成 22 年 1 月に合併した旧信州新町及び旧中条村の合併前（H21.4～H21.12）のごみ量等を含む。
 1 一人一日当たりのごみ総排出量 = (ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365 日 × 10⁶
 2 一人一日当たりの家庭系ごみ総排出量 = (家庭ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365 日 × 10⁶
 3 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)
 4 最終処分量 = 最終処分量 / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

平成 21 年度実績における調査結果では、本市の状況は、比較した中核市において上記 4 項目とも中位に位置しています。一人一日当たりのごみ総排出量、一人一日当たりの家庭系ごみ総排出量については、平成 21 年 10 月の家庭ごみ有料化制度の実施により今後減量が予想されます。

リサイクル率及び最終処分量については、上位の自治体の大半が、焼却灰の熔融スラグ化・セメント原料化、燃料化施設処理による固形燃料化（RPF, RDF）等による資源化処理を実施しています。これらの処理を行う自治体を除くと長野市のリサイクル率、最終処分量は上位にあるといえます。（リサイクル率は第 2 位、最終処分量は第 3 位）

(5) ごみ処理の評価

数値目標の達成状況

前計画では、ごみの減量及び資源化の推進による循環型社会の構築に向けて、目標年次(平成 22 年度)における数値目標を定め、具体的施策を展開してきました。

前計画で定めた数値目標及び平成 21 年度の達成状況は表 2-1-20 のとおりです。市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量、事業系一般廃棄物の可燃ごみ量、埋め立て量については、平成 21 年度において当初目標値を達成しました。リサイクル率については、平成 21 年 10 月の剪定枝葉の分別収集の開始により、平成 22 年度において当初目標値を達成する見込みです。

なお、平成 21 年 10 月の家庭ごみ有料化制度の導入後の状況等を踏まえ、平成 22 年 4 月に数値目標の見直しを行いました。

表 2-1-20 数値目標及び達成状況

項目	年度	基準年度 (H15)	当初目標値 (H22)	H21 実績	当初目標値 の達成状況 (H21 実績)	改正目標値 (H22)
1 リサイクル率 (単位：%)		21.0	27.0 以上	25.2 (25.3)	未達成	28.9 以上
2 市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量 (単位：kg/人・年)		179	160 以下	156 (155)	達成	134 以下
3 事業系一般廃棄物の可燃ごみ量 (単位：トン/年)		50,400	42,000 以下	39,898 (40,099)	達成	37,618 以下
4 埋め立て量 (単位：トン/年)		20,155	17,000 以下	15,152 (15,406)	達成	13,558 以下

(注) H21 実績の()書きの数値は、平成 22 年 1 月に合併した旧信州新町及び旧中条村の合併前(H21.4~H21.12)のごみ量等を含め算出した参考数値

前計画では、数値目標 4 項目に加え、家庭系及び事業系一般廃棄物の減量・資源化、適正排出の成果を検証するための成果指標 5 項目を定めています。成果指標の目標値及び平成 21 年度の達成状況は表 2-1-21 のとおりです。

表 2-1-21 成果指標及び達成状況

項目	年度	基準年度 (H15)	目標値 (H22)	H21 実績	目標値の 達成状況 (H21 実績)
1 集団資源回収量 (単位：トン)		11,509	13,000 以上	15,361	達成
2 生ごみの家庭系一般廃棄物の 可燃ごみに占める割合(重量比) (単位：%)		43	40 以下	57.2 (46.4)	未達成
3 紙類の家庭系一般廃棄物の可 燃ごみへの混入率(重量比) (単位：%)		18	13 以下	13.3 (15.4)	未達成
4 ながのエコ・サークル認定件数 (累積認定件数) (単位：件)		109	175 以上	227	達成
5 不法投棄発見件数 (市パトロールによる発見件数) (単位：件)		924	740 以下	1,431	未達成

(注) H21 実績欄の () 書きの数値は、家庭ごみ組成分析調査における H17～H22 の 6 ヶ年平均値

標準的な評価項目の状況

国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 19 年 6 月)及び「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 20 年 6 月)で示されたごみ処理の評価のための標準的な評価項目及び国の目標値と本市における状況は表 2-1-22 のとおりです。

表 2-1-22 ごみ処理基本計画策定指針に基づく標準的な評価項目と実績

視点	指標で測 るもの	指標項目	国の目標値 (H22)	実績	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日 当たりごみ総 排出量	1.056kg/人・日	1.008kg/人・日 (H21 実績)	$(\text{ごみ収集搬入量} + \text{集団回収量}) / \text{計画収集人口} / 365 \text{日} \times 1000$
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの 資源回収率(リ サイクル率)	約 24%	25.3% (H21 実績)	$(\text{資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ収集搬入量} + \text{集団回収量})$

	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量		673.6MJ/t (H20実績)	エネルギー回収量(正味) / 熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分量)	約 13%	10.9% (H21実績)	最終処分量 / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量		0.133 kg/-CO ₂ /人・日 (H21実績)	温室効果ガス排出量(長野市役所温室効果ガス排出量のうち、一般廃棄物処理に伴うCO ₂ 排出量の合計。資料:環境政策課地球温暖化対策室) / 人口 / 365日
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度		63.3% (H21実績)	平成21年度まちづくりアンケート中、「資源のリサイクルやごみの減量化に対する取り組みが盛んである」に対する「そう思う」及び「ややそう思う」の回答割合の合計
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費		6,667円/人・年 (H20実績)	廃棄物処理に要する総費用(正味) / 計画収集人口
		資源回収に要する費用		8,978円/kg (H20実績)	資源化に要する総費用(正味) / 総資源化量
		エネルギー回収に要する費用		17.6円/MJ (H20実績)	エネルギー回収に要する総費用(正味) / エネルギー回収量(正味)
		最終処分減量に要する費用		16,496円/t (H20実績)	最終処分減量に要する総費用(正味) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量 - 最終処分量)

(注) 上記実績数値は、一部の項目を除き、国の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成20年6月)及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月)で定められた算出方法に基づき算出

前計画で掲げた具体的施策の進捗状況と課題

前計画で掲げた目標達成のための施策及び具体的施策の進捗状況と課題は表 2-1-23 のとおりです。

表 2-1-23 前計画の目標達成のための施策（前計画 P11～22）及び進捗状況

施策の分類	施策項目	具体的施策	主な具体的施策の進捗状況	主な課題
家庭系一般廃棄物の減量・資源化				
1	啓発活動の推進	(1)わかりやすい啓発活動の推進 (2)環境美化指導員等の研修会の実施 (3)家庭用ごみ減量マニュアルの作成	(1)～(3) ごみ減量ガイドブック（H20 作成・全戸配布）、ごみの出し方保存版（H21 作成・全戸配布）等を活用した啓発活動のほか、住民説明会開催による啓発活動の実施	・ごみの排出日や排出時間の不遵守、排出場所の違反が見受けられる。
2	環境学習の推進	(4)小中学校等の環境学習の推進 (5)地域や学校等との連携強化 (6)長野市清掃センター見学会の拡大 (7)地域等への出前講座の実施 (8)リフレッシュプラザの利用拡大	(4) 既存の環境学習教材を活用した体験学習を実施、一部の小学校の教材等の作成に協力 (5),(7) 地域・団体等からの要請により出前講座を実施 (6) 清掃センター見学の受け入れを実施、圧縮梱包施設太陽光発電システムについて見学内容に追加（H22～）	
3	分別の徹底	(9)分別指導の徹底 (10)区長会・環境美化連合会等との連携強化	(9) 住民説明会等による啓発活動を実施、分別強調月間（毎年 10 月）において集積所巡回指導による分別指導を実施 (10) 各地区環境美化連合会總會等に出向き、説明を実施	・組成分析調査結果（P26～28）の 6 ヶ年平均値では、可燃ごみは 20.5%、不燃ごみは 13.7%の資源物の混入が見られる。プラスチック製容器包装には、汚れを落としていない状態のものが 8.9%含まれている。 ・剪定枝葉の排出基準、排出方法等に関する市民からの問い合わせ件数が多い。
4	家庭での生ごみの減量・資源化	(11)生ごみの自家処理の推進 (12)生ごみ減量アドバイザー等の育成 (13)有機資源循環システムづくりの検討	(11) 生ごみ自家処理推進のための段ボール堆肥講座の開催（H21～）、生ごみ自家処理機器購入費補助金の交付、大型生ごみ処理機モデル事業を導入（H21～）ごみ減量ガイドブックで生活の中でできる生ごみ減量の取り組みについて紹介 (12) 生ごみ減量アドバイザー養成講座等の開催 (13) 電動生ごみ処理機から生じる一次生成物の回収の実施、生ごみの地域内循環事業を実施している団体の活動を支援するため補助金を交付（2 団体）	・組成分析調査結果（P27 表 2-1-16）の 6 ヶ年平均値では、可燃ごみに占める生ごみ類の割合が 46.4%と高い状況にある。 ・大型生ごみ処理機を活用した地域や団地単位での自家処理システムについて、モデル事業（H21.11～）による事業検証中である。 ・生ごみの自家処理により生じる一次生成物の回収事業について、有効活用のための今後の方向性が決まっていない。
5	家庭での紙類の減量・再資源化	(14)「その他古紙」収集方法の検討	(14) 「その他古紙」の排出方法について平成 18 年度から紙袋に入れた状態での排出を可能とした	・組成分析調査結果（P27 表 2-1-16）の 6 ヶ年平均値では、可燃ごみの中に紙類が 15.4%混入している。

<p>6 集団資源回収の推進</p> <p>(15) 集団資源回収実施団体の支援</p> <p>(16) 古紙以外の品目の回収促進</p> <p>(17) 報奨金制度の見直し</p> <p>(18) 集団資源回収活動の環境学習等への活用</p>	<p>(15) 報奨金の交付により集団回収を推進</p> <p>(17) 他自治体の状況等調査し、報奨金単価を見直し (H20)</p>	<p>・古紙以外の品目の回収が進んでいない。(P21～22 表2-1-11)</p>
<p>7 家庭系一般廃棄物処理の有料化</p> <p>(19) 家庭系一般廃棄物処理の有料化の導入</p> <p>(20) ごみ指定袋等の広告媒体としての活用検討</p>	<p>(19) 家庭ごみ処理有料化制度を導入 (H21.10～) 制度導入にあたり延べ 1,071 回の住民説明会を実施 (H20)</p>	<p>・制度導入後、可燃ごみ 19.1%、不燃ごみ 46.3%の減量効果 (P22～23 図 2-1-5、図 2-1-6) が見られるが、今後ごみ量の増加 (リバウンド) が懸念される。</p> <p>・減量効果維持のための市民への新たな情報発信内容・手法について検討中である。</p> <p>・有料化制度に関連したルール違反ごみが解消されていない。</p> <p>・有料化制度導入に伴い、不法投棄の増加が懸念される。</p>
<p>8 消費者としての取り組み</p> <p>(21) マイバッグ持参の推進</p> <p>(22) 再使用・長期使用の推進</p>	<p>(21) ながの環境パートナーシップ会議及び千曲川流域レジ袋削減推進協議会において、マイバッグ持参運動協力店の拡大を推進</p> <p>(22) 長野市リフレッシュプラザの活用による再使用を推進</p>	<p>・マイバッグ持参率の目標値 (60%) が未達成である。(H21.3 月ながの環境パートナーシップ会議による大手スーパー 5 店舗での持参率調査結果 33.9%)</p>
<p>9 販売業者等の協力による減量・資源化の推進</p> <p>(23) 容器包装等の店頭回収の拡大</p> <p>(24) 簡易包装の推進</p>	<p>(23) 販売店と協力し、サンデーリサイクルによる回収品目を拡大 (H21.4～段ボール回収開始)</p> <p>(24) ながの環境パートナーシップ会議において、「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」締結事業者からの定期報告に基づき、取り組み状況について検証中</p>	<p>・「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」締結事業者からの定期報告の検証結果を踏まえ、簡易包装の推進のための今後の対策が未定である。</p>

事業系一般廃棄物の減量・資源化

<p>1 分別の徹底と再資源化の推進</p> <p>(25) 減量計画書による計画的取り組みの促進</p> <p>(26) 多量排出事業所への立ち入り指導の実施</p> <p>(27) 自己処理責任による処理の徹底</p> <p>(28) 搬入時の分別指導の強化</p> <p>(29) 事業所用ごみ減量マニュアルの作成</p> <p>(30) 事業所からの相談対応の充実・情報提供</p>	<p>(26) 減量計画書未提出事業所への立ち入り指導を実施</p> <p>(27), (29) 事業ごみ減量マニュアルの作成・配布による啓発活動を実施 (H20～)</p> <p>(28) 清掃センターへの搬入時に分別の徹底について随時指導 (その他) 搬入手数料改定にあわせ、清掃センターへの産業廃棄物の受け入れ中止 (H21.10～)</p>	<p>・減量計画書の未提出事業所がある。</p> <p>・減量計画書に基づく経年変化や業種別排出量等の分析結果が立ち入り指導に生かされていない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

(31)優良事業者顕彰制度の検討		
2 事業所での生ごみの減量・資源化 (32)事業系有機性廃棄物の資源化の促進	(32) 生ごみの地域内循環事業を実施している団体の活動を支援するため補助金を交付（2団体）	・食品関連事業所等における生ごみの資源化の促進に向けた具体的な検討には至っていない。
3 事業所での紙類の減量・再資源化 (33)紙類の可燃ごみへの混入防止策の検討 (34)機密文書再資源化への誘導	(33) 事業ごみ減量マニュアルを通じた啓発活動を実施	・事業所から発生する機密文書については、情報保護の観点から裁断処理や可燃処理を行う事業所がある。
4 地域単位・業種単位による新たな再資源化システムの構築 (35)オフィス町内会等再資源化システム構築への誘導	(35) 新たな再資源化システムの構築に向けて調査中	・地域や業種ごとの連携による新たな再資源化システムは構築されていない。
5 ながのエコ・サークル認定制度の推進 (36)ながのエコ・サークルの普及促進 (37)ながのエコ・サークル認定制度の見直し	(36) 環境フェア等におけるパネル展示や出前講座等により制度について周知したほか、認定事業所の取り組みを紹介 (37) 事後確認調査の実施により、各ランクの認定基準の在り方について研究中	・認定事業所間の取り組み状況に格差がある。 ・認定基準の見直しがされていない。
6 ごみ処理搬入手数料の見直し (38)ごみ処理搬入手数料の見直し	(38) 他市の状況調査、ごみ処理コスト分析を基に搬入手数料を改定（H21.10～）	
7 処理業者による資源化の推進・適正処理 (39)搬入検査体制の強化 (40)収集運搬業者の研修会の実施 (41)新たな資源化ルートの構築	(39) 不適正搬入防止に向けた対策について他市の事例等調査中 (40) 収集運搬業者への研修会を随時実施 (41) 事業系剪定枝葉について民間資源化施設へ誘導（H21.10～）	・剪定枝葉を資源化処理できる一般廃棄物処分業許可業者が少ない。（市内2社）
8 市有施設等における資源化の推進 (42)市有施設における分別の徹底及び再資源化の推進 (43)学校給食等の生ごみの資源化 (44)市有施設における再生品の利用促進 (45)市内官公庁における分別の徹底及び資源化の推進	(42) 長野市役所環境保全率先実行計画に基づき、市有施設における取り組みを推進 (44) 上記実行計画に基づき、グリーン購入に関する判断基準を定め、市有施設における環境配慮物品の調達を推進 (43) 市給食センターから発生する生ごみについて、全量資源化処理を実施	・市内官公庁に特化した具体的な指導がされていない。

適正処理の推進

<p>1 収集運搬について</p> <p>(46)収集方法等の変更の検討</p> <p>(47)高齢者等に対する収集体制の検討</p> <p>(48)低公害な車両の導入</p>	<p>(46) 戸隠・鬼無里・大岡地区の収集運搬について、直営から委託に切り替えた（H19～）</p> <p>(47) ごみ集積所への排出が困難な高齢者等への対応について関係機関等と協議中</p> <p>(その他) ごみ集積所からの持ち去り行為を防止するため条例を一部改正（H21.7～）</p>	<p>・豊野地区の一部の品目について、収集方法及び搬入先が異なっている。</p> <p>・高齢者等に対する新たな収集体制について方針が決まっていない。</p>
<p>2 資源物収集の検討</p> <p>(49)サンデーリサイクルの拠点増加の検討</p> <p>(50)剪定枝等の資源化の検討</p>	<p>(49) 実施会場・回収品目を拡大</p> <p>(50) 平成 21 年 10 月から剪定枝葉を資源物として分別収集開始</p>	<p>・スーパー及び市有施設以外にサンデーリサイクル会場がない。</p>
<p>3 ごみ処理施設について</p> <p>(51)安全で安定的な処理の継続実施</p> <p>(52)環境調査の実施</p> <p>(53)ごみ処理施設周辺環境整備</p>	<p>(51) 市ごみ処理施設の計画的な整備・改修工事を実施</p> <p>(52) 清掃センター周辺環境調査を毎年実施、測定結果について公表</p> <p>(53) 景観維持のため緑地帯等の周辺環境整備を実施</p>	<p>・焼却施設稼働から 29 年目を迎え、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>・現最終処分場施設への埋立は、平成 25 年 3 月で終了となることから、長野広域連合の新たな最終処分場施設稼働までの間、全量外部への搬出が必要となる。</p>
<p>4 ごみ処理の効率化</p> <p>(54)ごみ処理の効率化</p>	<p>(54) 平成 18 年度から一般廃棄物会計基準に基づき、ごみ種別ごとのごみ処理コストを算出、経年変化を検証中</p>	<p>・算出したごみ処理コストについて、事務事業等の検証に活用されていない。</p> <p>・同会計基準の導入自治体が少ないため、他自治体との客観的比較ができない。</p>
<p>5 ごみ集積所について</p> <p>(55)環境美化に配慮したごみ集積所設置の支援</p>	<p>(55) 環境美化に配慮したごみ集積所の設置に対して補助金を交付</p> <p>(55) 中央通りにおけるごみ集積所のあり方について関係課等と協議、実施に向けて検討中</p>	<p>・ごみ集積所の設置や利用等に関して、各地域ごとに様々な課題がある。</p>
<p>6 不法投棄対策</p> <p>(56)監視体制の充実</p> <p>(57)不法投棄されにくい環境づくりの推進</p>	<p>(56) 市直営及び委託によるパトロール・回収に加え、平成 21 年度からは専属の不法投棄対策チームを編成し、体制を強化</p> <p>(57) 防止ネット・監視カメラの設置のほか、地区役員との連携による監視体制を構築、ポイ捨て防止条例制定に向けて検討中</p>	<p>・新たな不法投棄が発生している。</p> <p>・平成 23 年の地上デジタル放送への完全移行により廃家電製品等の不法投棄の増加が懸念される。</p>
<p>7 処理困難物について</p> <p>(58)処理困難物受け入れ体制の整備</p> <p>(59)処理困難物自主回収の要請</p>	<p>(58) 平成 19 年度からストックヤードにおける指定処理困難物の受け入れを開始</p>	<p>・高齢化の進展に伴い、在宅医療系廃棄物等の増加が見込まれる。</p>
<p>8 災害ごみについて</p> <p>(60)災害ごみ処理実施計画の策定</p> <p>(61)周辺自治体との協定の締結</p>	<p>(60) 災害ごみ処理実施計画策定に向けて調査中</p> <p>(61) 全国都市清掃会議に参画し災害時における会員間の支援情報について共有化</p>	<p>・長野市地域防災計画を補完する災害ごみ処理実施計画が未策定である。</p>

市民参画による施策の検討・実施

<p>1 市民参画による施策の実施・検討</p> <p>(62)市民モニター制度の導入</p> <p>(63)ながの環境パートナーシップ会議との連携強化</p>	<p>(62) ごみ減量モニター制度を活用し、ごみ減量ガイドブック、ごみの出し方保存版、ごみ収集カレンダー作成にあたり市民意見を反映</p> <p>(63) ながの環境パートナーシップ会議の各プロジェクトチームに参画、市民・事業者と一体となった施策を推進</p>	<p>・ごみ減量モニター制度を含め、市民意見反映のための手法が十分活用されていない。</p>
----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

2 ごみ処理の課題の整理（重点課題）

ごみ処理実績等の推移、全国類似都市との比較、ごみ処理の評価を踏まえ、本市のごみ処理の課題について、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分までの各段階ごとに整理すると以下のような課題が挙げられます。

排出抑制

家庭ごみの組成分析調査結果（P26～27 表 2-1-16）では、可燃ごみに占める生ごみ類の割合が平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値で 46.4%と高い状況にあり、生ごみの発生抑制及び自家処理の推進に向けて、これまでの取組に加え、地域特性に応じた生ごみの利活用方法の検討や長野市バイオマスタウン構想に基づく取組の推進が必要です。

組成分析調査結果では、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 カ年平均値で可燃ごみには 20.5%、不燃ごみには 13.7%の資源物が混入している状況（P27～28 表 2-1-16、表 2-1-17）にあります。また、プラスチック製容器包装には、汚れのひどい状態のものが 8.9%混入している状況（P28 表 2-1-18）にあるなど、分別の徹底に向けて分かりやすい啓発活動の推進が必要です。

平成 21 年 10 月の家庭ごみ処理手数料有料化制度導入後のごみ量は、家庭系可燃ごみで 19.1%、同不燃ごみで 46.3%の減少（P22～23 図 2-1-5、図 2-1-6）となっていますが、有料化制度を導入している他自治体の事例では、ごみ量が再び増加傾向に転ずる“リバウンド現象”が生じているケースもあります。

市民にごみの問題に関心を持ってもらえるような新たな情報発信手法を導入するとともに、減量効果が維持・向上できるようなきめ細かな啓発活動が必要です。

ながの環境パートナーシップ会議を主体としたマイバッグ持参運動、レジ袋削減キャンペーン、容器包装の店頭回収、簡易包装などの取組を行っていますが、マイバッグ持参率の目標値が未達成であるなど、これまでの取組の検証を踏まえ、ごみを発生させないための仕組みづくり（発生抑制）の一層の推進が必要です。

家庭ごみ処理手数料有料化制度導入に併せ、不法投棄監視体制の強化及び不法投棄されにくい環境づくりの推進を図ってきましたが、新たな不法

投棄が後を絶たない状況であるうえ、平成 23 年の地上デジタル放送への移行に伴う廃家電製品等の不法投棄の増加が懸念されることから、継続的な監視体制の強化が必要です。

事業ごみの減量対策として、多量排出事業者からの減量計画書の提出、訪問調査による分別指導等を行ってきましたが、減量計画書の未提出事業所があるなど事業所間の取組状況に格差がある状況です。

多量排出事業所に対しては、減量計画書の提出の徹底を図るとともに、計画書の分析結果に基づく具体的な指導を行うほか、その他の事業所に対しては、商工団体等との連携による啓発活動など、より効果的な手法の検討が必要です。

収集・運搬

本市の年齢 3 区分別人口の推移（P 6 表 1-2-2）を見ると、65 歳以上の老年人口の割合が増加しており、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯への対応について、社会福祉協議会等福祉団体、住民自治協議会及び市関係部局等と連携し、戸別収集等の新たな収集方法も含め調査、検討が必要です。

本市における災害時の収集運搬業務については、「災害時の廃棄物収集運搬業務に関する協定書」に基づく委託による収集運搬体制となりますが、長野市地域防災計画及び長野市水防計画の分野別個別計画である災害ごみ処理実施計画の早期策定による災害時における収集運搬及び処理体制の構築が必要です。

豊野地区の可燃ごみ、プラスチック製容器包装、剪定枝葉等については、直営による収集運搬体制となっています。長野広域連合が計画する新たな処理施設建設の進捗状況を考慮しつつ、費用対効果の観点から今後の収集方法について検討が必要です。

中間処理

本市の中間処理施設の状況は、長野市清掃センター焼却施設においては、昭和 57 年 1 月の稼働開始から 29 年目を迎えており、施設の老朽化が進んでいますが、長野広域連合が計画する新たな焼却施設が稼働するまでの間、

中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により安全で安定的な処理を続けることが必要です。

長野広域連合による新たなごみ処理施設の早期建設に向けて、長野市へ建設が予定される新焼却施設について地元住民との十分な協議による合意形成が必要です。

最終処分

現最終処分場への埋め立ては、地元との協定に基づき平成 25 年 3 月で終了となることから、長野広域連合による新たな最終処分場の早期建設・稼動が望まれます。また、新たな最終処分場の稼動までの間、最終処分量を削減するとともに、焼却灰の全量外部搬出による処分が必要です。

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造

前計画では、市民・事業者・行政が連携して、ごみの発生及び排出抑制や資源化を推進することにより、「循環型社会」の実現に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを基本に、施策を展開してきました。

本計画においても、市民・事業者・行政の三者協働による3R施策を一層推進することにより、「循環型社会」の構築を目指します。循環型社会の構築により、ごみの焼却量及び最終処分量の削減を図り、最終的に環境への負荷が小さい循環型都市を創造するものです。

加えて、有料化制度による持続的なごみの減量や継続的な啓発活動の推進など、「持続性・継続性」に重点を置き、「持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造」を基本的な理念とします。

廃棄物処理の優先順位

基本理念の実現に向けて、循環型社会形成推進基本法に基づく廃棄物処理の優先順位を明確にし、循環型社会形成のためのしくみ作りを行います。

以下に示す各段階ごとに取組を推進するとともに、本計画では第1段階である「発生抑制」のための取組を重点的に行います。

できる限りごみを発生させない。(第1段階：発生抑制(リデュース))
やむを得ず、ごみとして排出されたものについても以下の順に可能な限り資源として循環的な利用を行う。

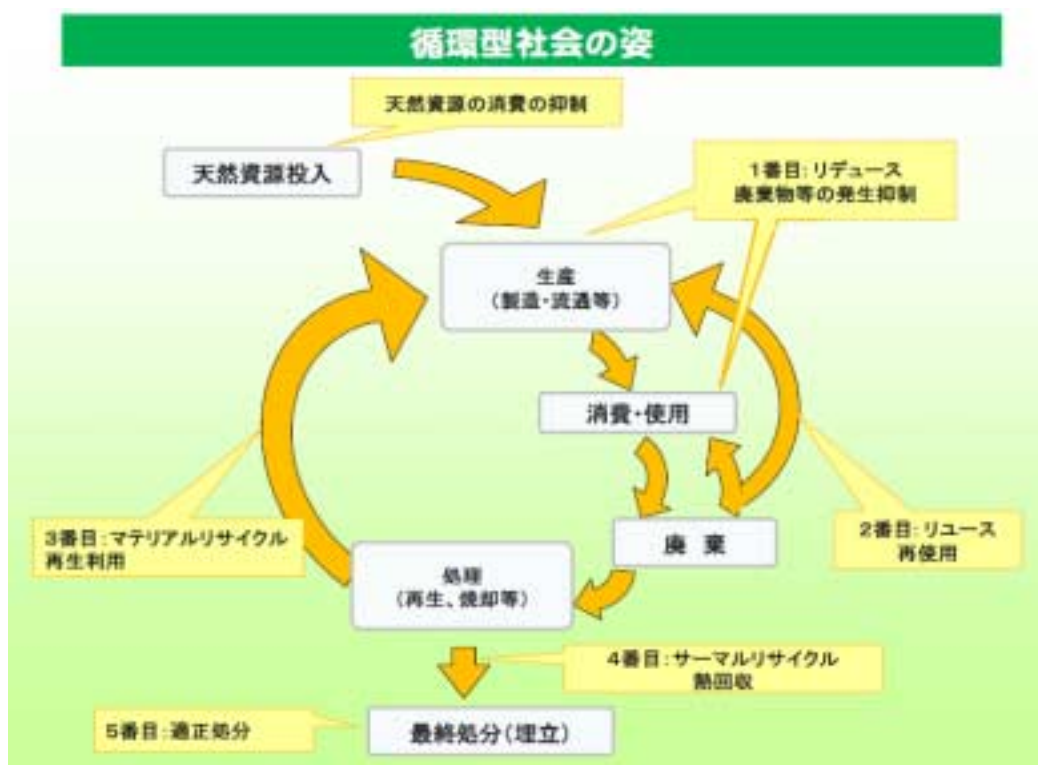
第2段階：再使用(リユース)

第3段階：再生利用(マテリアルリサイクル)

第4段階：熱回収(サーマルリサイクル)

最終的にどうしても循環利用されないものについては、環境負荷の低減に配慮しながら安定的に適正処分を行う。(第5段階：適正処分)

図 2-2-1 3 R による循環型社会イメージ



資料：環境省 第2次循環型社会形成推進基本計画

役割分担・責務

基本理念の実現のための市民・事業者・行政（市）が果たすべき基本的な役割分担及び責務等については次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみをできるだけ出さない生活を実践します。 ・ごみの分別を徹底します。 ・再生物品や環境配慮物品を率先して使用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から排出されるごみの減量、分別の徹底・資源化を推進します。 ・製造業者等は、再使用、再生利用しやすい製品や長期間使用可能な製品など、発生抑制に配慮した製品の開発や簡易包装の推進に努めます。 ・販売業者等は、自ら販売した市で処理できないごみの引き取り、適正処理に努めます。 ・再生物品や環境配慮物品を率先して使用します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の安全で安定的な処理を行います。 ・循環型社会の構築に向けて、ごみの分別方法・ごみ処理の流れ等さまざまな情報を発信し、市民・事業者の取組に関する支援を行います。 ・市有施設等から排出されるごみの減量、分別の徹底・資源化を推進します。 ・再生物品や環境配慮物品の使用を率先して行います。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、廃棄物処理の優先順位に基づき、以下の4つの基本方針を定めます。

各基本方針に基づき、基本施策及び具体的施策を定め、実施します。

(基本方針の考え方及び各種施策等の概要は、「4 目標達成のための施策の展開」55～72ページ参照)

基本方針1 市民・事業者・市の協働による取組の推進

<発生抑制>

- 基本施策1 環境教育・普及啓発の充実
- 基本施策2 家庭ごみの発生抑制の推進
- 基本施策3 事業ごみの発生抑制の推進
- 基本施策4 市のごみの発生抑制の推進

基本方針2 分別の徹底と再資源化の促進

<再使用・再生利用>

- 基本施策1 分別指導の徹底とわかりやすい啓発活動の推進
- 基本施策2 再資源化の推進
- 基本施策3 リサイクル啓発の推進

基本方針3 環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進

<適正処分>

- 基本施策1 適正な収集運搬体制の構築
- 基本施策2 ごみ処理施設の整備
- 基本施策3 不法投棄対策の推進
- 基本施策4 災害廃棄物対策

基本方針4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり

- 基本施策1 P D C Aサイクルによる計画(施策)の進行管理
- 基本施策2 効率的な廃棄物行政の推進
- 基本施策3 地球温暖化防止等への配慮

2 ごみの排出量の見込み

(1) 将来人口推計

ごみの排出量の見込みに当たり、計画処理区域内の将来人口推計は、長野市第四次総合計画における推計値と整合を図り、コーホート要因法()による推計値とします。

本計画の目標年次である平成28年における人口は373,539人で、平成21年比で10,788人、2.8%減少する見込みです。

表2-2-1 将来人口推計(計画収集人口推計)

単位：人

年	実績・推計	人口	ごみ処理基本計画
平成17年(2005)	実績 ↓	386,572	
平成18年(2006)		386,090	
平成19年(2007)		385,693	
平成20年(2008)		384,656	
平成21年(2009)		384,327	
平成22年(2010)	推計 ↓	383,334	
平成23年(2011)		382,121	計画初年度
平成24年(2012)		380,713	
平成25年(2013)		379,139	
平成26年(2014)		377,408	
平成27年(2015)		375,538	
平成28年(2016)		373,539	目標年次
平成29年(2017)		371,418	
平成30年(2018)		369,197	
平成31年(2019)		366,891	
平成32年(2020)	364,513		

(注) 1 平成17年実績は、平成17年国勢調査値

2 平成18年から平成21年実績は、「長野県毎月人口異動調査結果」(長野県情報統計課)による各年10月1日現在の値

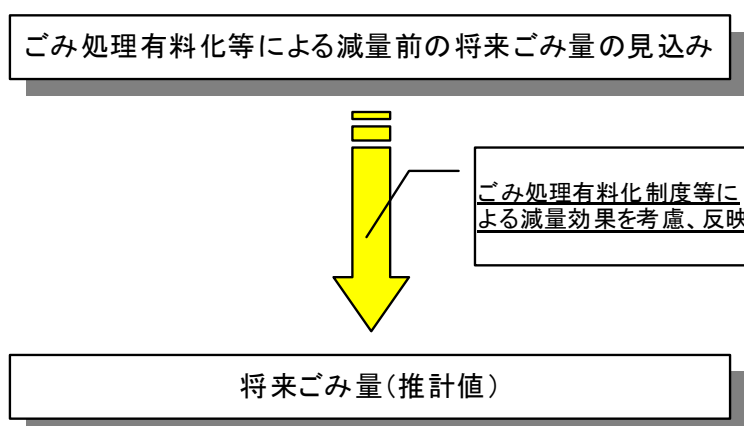
3 平成22年以降は、「平成21年度長野市将来人口推計結果表」(長野市企画課)による推計値
コーホート要因法…人口推計手法の一つで、人口の増減要因である出生・死亡・転入・転出等についてコーホート(同年又は同期間に出生した集団)ごとに個別に将来値を仮定して将来人口を予測する方法

(2) ごみの排出量の見込み

ごみ量予測の方法

ごみの排出量の見込みは、過去の実績等を基に、「ごみ処理有料化等による減量前の将来ごみ量の見込み」を予測し、次に制度実施等による減量効果を加味した「将来ごみ量(推計値)」を算出する方法で予測を行いました。

図 2-2-2 ごみ量予測の考え方



将来ごみ量(推計値)

ア 家庭ごみ

(ア) 推計方法

家庭ごみは、家庭ごみの分別区分ごとに、基本的に過去の排出実績を基に1人1日当たりの排出量(原単位)の予測を行い、将来人口推計値を乗じる方法により年間排出量を算出しました。(推計方法の詳細は、参考資料1 P73 参照)

(イ) 推計結果

図 2-2-3 及び表 2-2-2 に示すとおり、本計画の目標年次である平成 28 年度の家庭ごみの合計排出量は、81,393 トンとなる見込みです。有料化制度及び剪定枝葉分別収集が開始される前の平成 20 年度実績と比較すると、可燃ごみで 7,219 トン(11.4%)の減少、不燃ごみで 170 トン(3.0%)の減少、資源物で 3,233 トン(19.3%)の増加、合計では 4,156 トン、4.9%の減少が見込まれます。

図 2-2-3 家庭ごみの年間排出量の予測（推移）

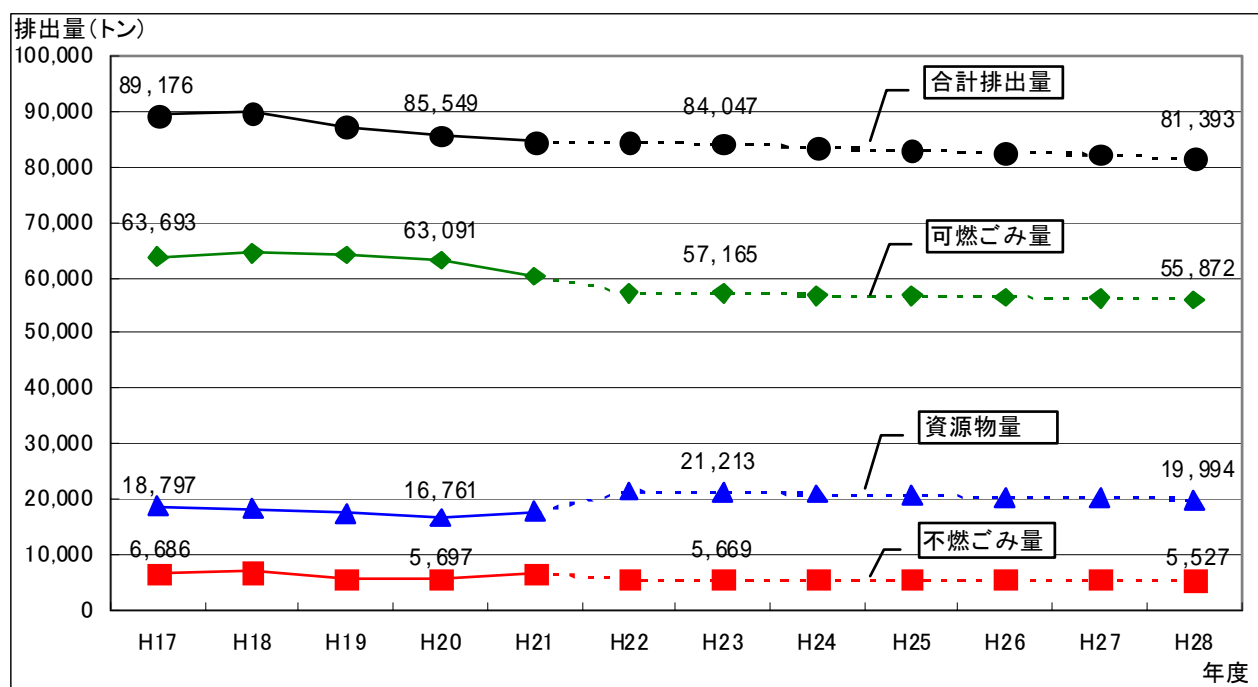


表 2-2-2 家庭ごみの年間排出量の推計結果

単位：トン

区分	年度	実績					推計						
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ		63,693	64,389	64,033	63,091	60,168	57,190	57,165	56,806	56,706	56,451	56,321	55,872
不燃ごみ		6,686	7,012	5,697	5,697	6,582	5,672	5,669	5,633	5,610	5,584	5,572	5,527
資源物		18,797	18,257	17,444	16,761	17,724	21,435	21,213	20,970	20,631	20,422	20,250	19,994
	紙	10,691	10,207	9,570	9,024	8,595	8,670	8,521	8,392	8,217	8,107	8,022	7,888
	びん	2,472	2,475	2,385	2,349	2,323	2,342	2,302	2,268	2,220	2,190	2,162	2,126
	缶	1,100	1,061	1,013	968	941	950	934	920	901	889	876	862
	ペットボトル	663	675	683	653	619	626	615	606	593	585	579	569
	容リプラ	3,763	3,724	3,666	3,640	3,749	3,768	3,703	3,648	3,567	3,520	3,481	3,421
	剪定枝葉	0	0	0	0	1,358	4,939	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	乾電池	106	104	109	105	112	112	111	109	106	105	104	102
	その他	2	12	18	21	28	28	27	27	27	26	26	26
合計		89,176	89,658	87,173	85,549	84,474	84,297	84,047	83,409	82,947	82,457	82,143	81,393

(注) 1 H17～H21 実績には、合併前の旧信州新町及び旧中条村分を含む。以下の推計結果表も同様。

2 資源物の「容リプラ」とは、プラスチック製容器包装をいう。

3 資源物の「その他」とは、廃食用油、蛍光灯及びびんごみ（モデル事業）を含む。

4 H17～H21 実績は、端数処理の関係から各区分ごとの排出量と合計が一致しない場合がある。以下の表（表 2-2-3～表 2-2-5）も同様。

イ 事業ごみ（直接搬入ごみ）

(ア) 推計方法

事業ごみ（市処理施設へ直接搬入される家庭ごみを含む）は、過去の排出実績を基に1日当たりの排出量（原単位）の予測を行い、年間排出量を算出しました。（推計方法の詳細は、参考資料1 P73 参照）

(イ) 推計結果

図 2-2-4 及び表 2-2-3 に示すとおり、本計画の目標年次である平成 28 年度の事業ごみの合計排出量は、41,245 トンとなる見込みです。搬入手数料が改定される前の平成 20 年度実績と比較すると、可燃ごみで 2,298 トン（5.5%）の減少、不燃ごみで 105 トン（11.1%）の増加、資源物で 145 トン（14.8%）の減少、合計では 2,338 トン、5.4%の減少が見込まれます。

図 2-2-4 事業ごみの年間排出量の予測（推移）

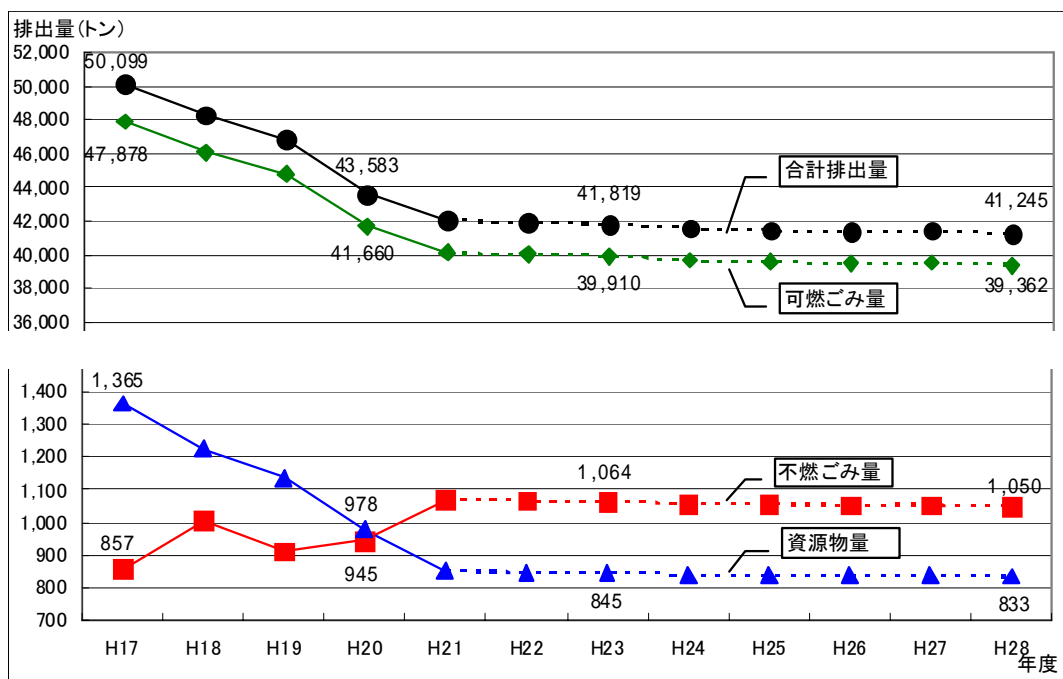


表 2-2-3 事業ごみの年間排出量の推計結果

単位：トン

区分	実績					推計						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ	47,878	46,067	44,793	41,660	40,099	40,020	39,910	39,655	39,547	39,470	39,519	39,362
不燃ごみ	857	1,007	912	945	1,070	1,067	1,064	1,058	1,055	1,053	1,054	1,050
資源物	1,365	1,227	1,136	978	849	847	845	839	837	835	836	833
合計	50,099	48,300	46,841	43,583	42,017	41,934	41,819	41,552	41,439	41,358	41,409	41,245

ウ 集団回収量

(ア) 推計方法

集団回収量は、過去の回収量実績を基に1人1日当たりの排出量（原単位）の予測を行い、将来人口推計値を乗じる方法により年間回収量を算出しました。（推計方法の詳細は、参考資料1 P73 参照）

(イ) 推計結果

図 2-2-5 及び表 2-2-4 に示すとおり、本計画の目標年次である平成 28 年度の集団回収量は、15,266 トンとなる見込みです。平成 20 年度実績と比較すると、424 トン、2.7%の減少が見込まれます。

図 2-2-5 集団回収の年間回収量の予測（推移）

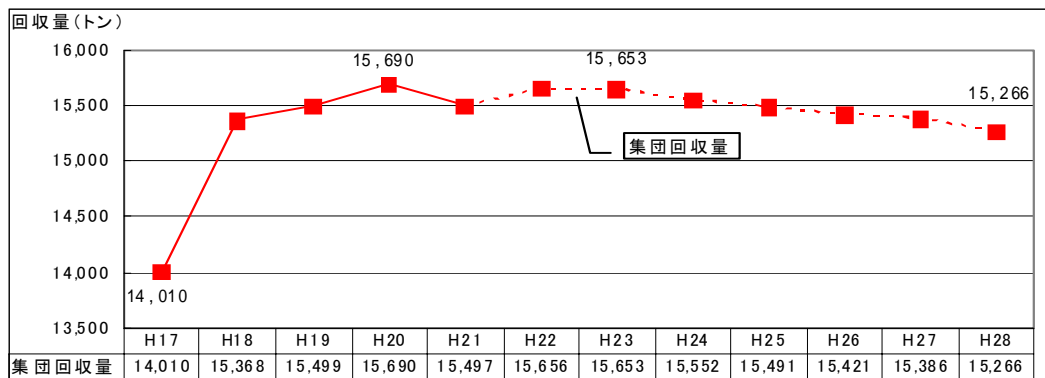


表 2-2-4 集団回収量の推計結果

単位：トン

年度 区分	実績					推計						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
紙類	13,628	15,024	15,165	15,351	15,191	15,321	15,318	15,219	15,160	15,091	15,057	14,940
古布類	53	44	42	40	45	43	43	43	42	42	42	42
缶	61	68	75	94	90	82	82	82	82	81	81	80
びん	269	233	217	205	172	210	210	208	207	207	206	204
合計	14,010	15,368	15,499	15,690	15,497	15,656	15,653	15,552	15,491	15,421	15,386	15,266

エ 総排出量

家庭ごみ及び事業ごみ排出量に集団回収量を加えた総排出量は、平成 28 年度には 137,904 トンとなる見込みで、平成 20 年度実績と比較すると、6,918 トン、4.8%の減少が見込まれます。

図 2-2-6 年間総排出量の予測（推移）

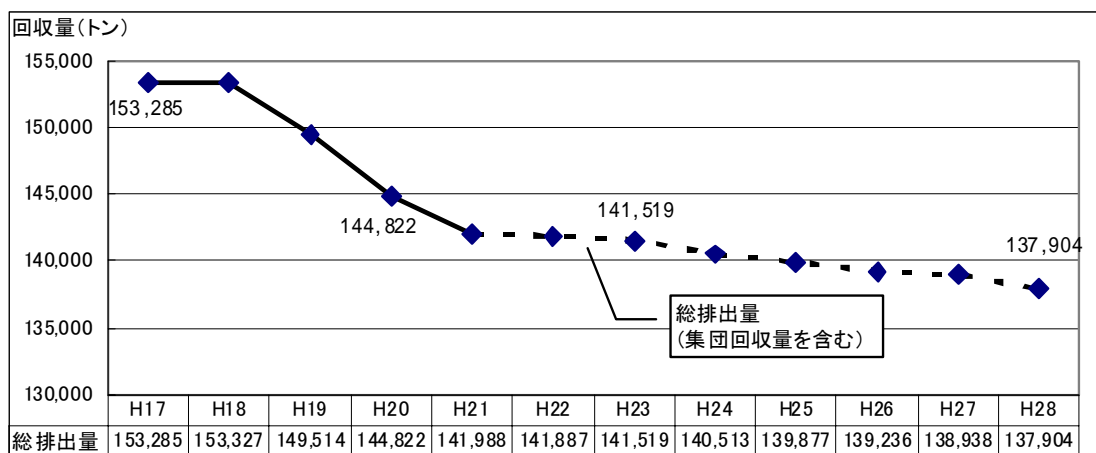


表 2-2-5 総排出量の推計結果（内訳）

単位：トン

年度 区分	実績					推計						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
家庭系	89,176	89,658	87,173	85,549	84,474	84,297	84,047	83,409	82,947	82,457	82,143	81,393
事業系	50,099	48,300	46,841	43,583	42,017	41,934	41,819	41,552	41,439	41,358	41,409	41,245
集団回収	14,010	15,368	15,499	15,690	15,497	15,656	15,653	15,552	15,491	15,421	15,386	15,266
可燃ごみ	111,571	110,456	108,825	104,751	100,267	97,210	97,075	96,461	96,253	95,921	95,840	95,234
不燃ごみ	7,542	8,019	6,609	6,642	7,651	6,739	6,733	6,691	6,665	6,637	6,626	6,577
資源物	34,172	34,852	34,079	33,429	34,069	37,938	37,711	37,361	36,959	36,678	36,472	36,093
総排出量	153,285	153,327	149,514	144,822	141,988	141,887	141,519	140,513	139,877	139,236	138,938	137,904

将来ごみ量推計結果の詳細は、参考資料 2 P74 参照

3 ごみ量等の目標値

(1) 目標年次及び基準年度

本計画で定める各種施策の進捗状況を評価し、着実に実行していくために、目標年次である平成 28 年度における具体的な数値目標を設定します。

平成 21 年度に家庭ごみ処理手数料有料化制度の導入、剪定枝葉分別収集の開始、直接搬入ごみ処理手数料の改定など大きな制度変更があったことから、目標値の設定に当たり、制度変更前の平成 20 年度を基準年度とします。

(2) 国・県等の指標及び目標値との比較

国・県等の計画で定めている指標及び目標値と、それに対する長野市の推計値との比較は下表のとおりです。

区分	指標	目標年次	目標値	長野市の状況 (推計値ベース)	長野市の 推計値との差
国 (1)	一人一日当たりのごみ 総排出量(4)	H27	H12 比 10% (= 1,067g/人・日)	H12 比 8.7% (= 1,011g/人・日)	1.3 ポイント (56g/人・日)
	一人一日当たりの家庭 系ごみ排出量(5)		H12 比 20% (= 528g/人・日)	H12 比 19.2% (= 450g/人・日)	0.8 ポイント (78g/人・日)
	事業系ごみ排出量		H12 比 20%	H12 比 17.4%	2.6 ポイント
長野県 (2)	ごみ総排出量 (4)	H27	620,000 t (H20 比 14%) (= 811g/人・日)	138,938 t (H20 比 4.1%) (= 1,011g/人・日)	(9.9 ポイント) (200g/人・日)
	リサイクル率		30.0% (H20 比 +5.4 ポイント)	27.5% (H20 比 +3.4 ポイント)	2.5 ポイント (2.0 ポイント)
	最終処分率		9.0% (H20 比 1.0 ポイント)	10.8% (H20 比 ±0 ポイント)	1.8 ポイント (1.0 ポイント)
長野広域 連合(3)	家庭系可燃ごみ量	H26	H15 比 11%	H15 比 18.4%	7.4 ポイント
	事業系可燃ごみ量		H15 比 20%	H15 比 22.1%	2.1 ポイント

1 国…第 2 次循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月)

2 長野県…廃棄物処理計画(第 3 期)(平成 23 年 2 月)

3 長野広域連合…ごみ処理広域化基本計画(平成 21 年 2 月)

4 国の指標、長野県の指標のごみ総排出量は、家庭ごみ、事業ごみ、集団回収量の合計

5 国の指標の家庭系ごみ排出量には、資源物量及び集団回収量を含まない。

(3) 数値目標

本計画では、国・県等の指標や目標値を参考としながら、将来ごみ量（推計値）の状況や各種施策等を踏まえた目標値を設定します。

目標項目は、発生抑制のための取組に対応した「減量化目標」、再使用・再生利用・適正処分のための取組に対応した「資源化目標」とし、指標と目標値は次表のとおりとします。

項目	指標	単位	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	備考
減量化 目標	ごみの総排出量	t/年	144,822	129,140	H20実績比 約11%削減
	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	609	548	H20実績比 約10%削減
	事業系ごみ排出量	t/年	43,583	39,200	H20実績比 約10%削減
資源化 目標	リサイクル率	%	24.1	29.9	H20実績比 5.8ポイント改善

- (注) 1 ごみの総排出量 = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 + 集団回収量
 2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量(集団回収除く。) / 計画収集人口
 3 事業系ごみ排出量・・・事業系ごみ量の合計(市処理施設へ搬入されたもののみ)
 4 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

(4) 数値目標の積算内訳

- ・総排出量・・・家庭系及び事業系ごみの削減により、平成28年度の排出量を129,140トン以下にします。
- ・家庭系ごみ・・・各年度の排出量を対前年比で約2%削減し、平成28年度の一人一日当たりの排出量を548g/人・日以下にします。
- ・事業系ごみ・・・各年度の排出量を対前年比で約1%削減し、平成28年度の排出量を39,200トン以下にします。
- ・リサイクル率・・・ごみ量の削減及び分別の徹底(可燃ごみ中に含まれる資源物の混入率を改善)により、対前年比で約0.3ポイント改善し、平成28年度の数値を29.9%以上にします。

指標	年度	H22	H23以降	H28	H28	H28	備考
		推計値		目標値	推計値	推計値との差	
総排出量		141,887		129,140	137,904	8,764	減量化目標
家庭系ごみ排出量		84,297	対前年比 約2%削減	74,674	81,393	6,719	
家庭系一人一日当たり		602		548	597	49	減量化目標

事業系ごみ排出量	41,934	対前年比 約1%削減	39,200	41,245	2,045	減量化目標
リサイクル率	28.0	対前年比 約0.3ポイント 改善	29.9	27.4	+2.5	資源化目標

年度別の内訳は、参考資料3 P75 参照

(5) 目標達成のための取組

数値目標を達成するためには、平成28年度の将来ごみ量(推計値)と比較すると、以下の減量のための取組が必要です。

家庭ごみ減量の取組

推計値 81,393 トン

目標値 74,674 トン あと6,719 トン(約49g/人・日)の減量が必要

< 減量のための具体策 >

生ごみの減量 【主な具体的施策 1.2.2】

生ごみの発生抑制及び自家処理の推進により、可燃ごみに含まれる生ごみの割合を現状より約15%削減します。一人一日当たりでは、約28gの減量が必要です。

指標	現状	目標
可燃ごみに含まれる生ごみ類の割合	46.4% (H17~H22平均)	39.4% (約15%削減)

発生抑制(生ごみ除く)の推進 【主な具体的施策 1.2.1/1.2.3】

ごみをできるだけ出さない生活スタイルへ見直すことにより、生ごみ以外の家庭ごみを約4%削減します。一人一日当たりでは、約21gの減量が必要です。

事業ごみ減量の取組

推計値 41,245 トン

目標値 39,200 トン あと2,045 トンの減量が必要

< 減量のための具体策 >

自主的な減量計画の推進 【主な具体的施策 1.3.1/1.3.2/2.1.5】

事業ごみの計画的な減量を促進し、毎年度1%ずつ削減します。

4 目標達成のための施策の展開

(1) 施策体系

本計画の基本方針に基づき、市が取り組む施策を次のとおり示します。

基本方針	基本施策	具体的施策
1 市民・事業者・市の協働による取組の推進	1 環境教育・普及啓発の充実	1.1.1 ごみ通信・副読本等を活用した環境教育・学習の推進
		1.1.2 長野市清掃センター等施設見学の推進
		1.1.3 地域・団体等との連携による普及啓発の推進
	2 家庭ごみの発生抑制の推進	1.2.1 発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進
		1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進
		1.2.3 容器包装類削減のための啓発
		1.2.4 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化
	3 事業ごみの発生抑制の推進	1.3.1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進
		1.3.2 減量計画書による計画的取組の徹底
		1.3.3 多量排出事業所への立入指導の実施
		1.3.4 過剰包装削減の推進
		1.3.5 ながのエコ・サークルの普及促進
	4 市のごみの発生抑制の推進	1.4.1 市庁舎等のごみの発生抑制の推進
1.4.2 市主催イベント等における発生抑制の推進		
2 分別の徹底と再資源化の促進	1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	2.1.1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進
		2.1.2 分別・排出指導の徹底
		2.1.3 住民自治協議会等との連携強化
		2.1.4 住民説明会・出前講座の実施
		2.1.5 事業ごみの分別の徹底
		2.1.6 搬入時の分別指導の徹底
	2 再資源化の推進	2.2.1 集団回収による資源物回収の促進
		2.2.2 サンデーリサイクル拠点増加の検討
		2.2.3 機密文書再資源化への誘導
		2.2.4 事業系有機性廃棄物の資源化の促進
		2.2.5 新たな資源化ルートの検討
	3 リサイクル啓発の推進	2.3.1 リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進
2.3.2 再生品・環境配慮物品等の利用促進		

基本方針	基本施策	具体的施策
3 環境に配慮した適正な廃棄物処理の推進 適正処分	1 適正な収集運搬体制の構築	3.1.1 効率的な収集方法の検討
		3.1.2 高齢者等に対する収集体制の検討
		3.1.3 処理困難物自主回収の推進
		3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入促進
		3.1.5 環境に配慮したごみ集積所設置の支援
		3.1.6 収集運搬業者の研修会の実施
	2 ごみ処理施設の整備	3.2.1 安全で安定的な処理の継続実施
		3.2.2 環境調査等の実施
		3.2.3 広域連合ごみ処理施設の整備促進
	3 不法投棄対策の推進	3.3.1 監視体制の充実
		3.3.2 地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進
	4 災害廃棄物対策	3.4.1 災害ごみ処理実施計画の策定
	4 計画実現に向けた体制・仕組みづくり	1 PDCA サイクルによる計画（施策）の進行管理
4.1.2 標準的な評価項目（指標）によるごみ処理の評価		
4.1.3 市民モニター制度の活用		
4.1.4 計画の中間評価（見直し）の実施		
2 効率的な廃棄物行政の推進		4.2.1 ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討
		4.2.2 一般廃棄物処理手数料の検証
		4.2.3 ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析
3 地球温暖化防止等への配慮		4.3.1 地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証
		4.3.2 「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進

(2) 施策内容

基本方針ごとの基本的な考え方及び各種施策の内容は次のとおりです。

なお、具体的施策の実施に当たり、必要な事項は毎年度定める「ごみ処理実施計画」において定めます。

基本方針 1

市民・事業者・市の協働による取組の推進 < 発生抑制 >

本計画の基本理念として掲げた「循環型社会」を構築するためには、まず、ごみを出さないための取組（発生抑制）を推進する必要があります。ごみの発生抑制を推進するためには、市民・事業者・市それぞれがごみの排出者であることを自覚し、適切な役割分担の下で主体的に取組を行うとともに、三者の連携・協働による一体となった取組の推進が不可欠です。

市では、廃棄物処理の優先順位に基づき、発生抑制のための取組を重点的に行うものとし、以下の基本施策及び具体的施策を定め、実施していきます。

市が取り組む基本施策及び具体的施策の概要

基本施策 1 環境教育・普及啓発の充実

ごみの発生抑制、減量化に関する社会意識を育むため、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、学校や地域等と連携しながらあらゆる機会を通じて、ごみに関する環境教育・普及啓発を推進します。

1.1.1 ごみ通信・副読本等を活用した環境教育・学習の推進

「ながのゴミ通信」(以下、「ゴミ通信」という。)の発行や教育委員会・学校等との連携による副読本等の作成、生ごみ自家処理実践講座の開催などを通じ、ごみに関する環境教育・学習機会の拡大を図ります。

1.1.2 長野市清掃センター等施設見学の推進

長野市清掃センター等のごみ処理施設の見学を通じて、ごみの発生抑制についての意識の高揚を図ります。

1.1.3 地域・団体等との連携による普及啓発の推進

地域等への出前講座や住民説明会の開催を通じて、ごみの発生抑制に関する普及啓発を推進します。また、ゴミ通信では、ごみの発生抑制や減量に関する事例・アイデアなどについて、市民・事業者・団体等の地域参加型の特集記事を掲載するなど、わかりやすい普及啓発を行います。

基本施策2 家庭ごみの発生抑制の推進

本市の一般廃棄物排出量の約7割を占める家庭ごみの発生抑制には、市民一人ひとりがごみの排出者であることを認識し、ごみをできるだけ出さない生活スタイルに見直すことが大切です。本計画では、家庭ごみの中でも、特に「生ごみ」及び「容器包装類」を重点品目として位置付け、発生抑制のための施策、啓発活動を推進します。

1.2.1 発生抑制に向けたわかりやすい啓発活動の推進

暮らしの中でできる発生抑制のための取組について、ごみ減量ガイドブックやゴミ通信のほか、あらゆる広報媒体を活用し、わかりやすい啓発活動を推進します。

1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進

生ごみの発生抑制については、以下の段階ごとに取り組むこととし、減量方法や具体的な取組事例等についてゴミ通信等を活用し啓発していきます。

また、生ごみの自家処理については、ライフスタイルや地域特性に応じた自家処理を推進するため、生ごみ処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座、生ごみ減量アドバイザー派遣制度等の多様な施策を継続実施するほか、一次生成物や生ごみ堆肥の有効活用に向けて活用方法について検討していきます。

生ごみの発生抑制・減量のための優先順位

第1段階	食料品を買い過ぎない。
第2段階	食材は使い切る。(エコクッキングの実践)
第3段階	食べきれぬ分だけ作る。(食べ残しをなくす)
第4段階	水切りの徹底
第5段階	生ごみの自家処理の実践

1.2.3 容器包装類削減のための啓発

容器や包装は、家庭ごみのうち容積比で約3分の2を占めています。容器包装類のうち、プラスチック製容器包装等は資源物として回収され、再資源化されますが、発生抑制を進める上では、市民一人ひとりが、マイバッグの持参や過剰な包装は断るなどの取組が必要です。

ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等と連携し、容器包装類削減のための啓発を推進します。

1.2.4 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化

住民自治協議会(環境担当部会)や自治会等と連携し、住民説明会や出前講座において発生抑制について啓発を進めていきます。また、生ごみや容器包装類削減については、ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等との連携を強化し、取組を推進します。

基本施策3 事業ごみの発生抑制の推進

ごみを発生させない社会づくりを進めるためには、「自己処理責任」、「拡大生産者責任」に基づき、製品や容器等の製造や販売を行う事業者の主体的な取組が必要です。

1.3.1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進

事業ごみの発生抑制を推進するため、事業ごみ減量マニュアルやゴミ通信を活用した減量化事例の紹介や商工団体等との連携による啓発活動を推進します。

1.3.2 減量計画書による計画的取組の徹底

多量排出事業所に対しては減量計画書の提出の徹底を図り、計画的取組を促進します。

1.3.3 多量排出事業所への立入指導の実施

計画書の分析結果に基づく具体的な啓発・指導を行います。

1.3.4 過剰包装削減の推進

家庭ごみにおける容器包装削減のための取組に併せ、事業者が行う容器包装等の店頭回収や簡易包装の推進など製造・流通・販売段階での発生抑制のための取組を支援していきます。また、マイバッグ持参による割引・ポイント制度など既存の取組に加え、近年他自治体で導入されつつあるレジ袋有料化の取組についても関係団体等と連携し検討していきます。

1.3.5 ながのエコ・サークルの普及促進

ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図るとともに、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。

基本施策4 市のごみの発生抑制の推進

市は、一事業所としてごみの排出者であることを自覚し、自ら率先して事業活動やオフィス活動に伴うごみの発生抑制を推進します。

1.4.1 市庁舎等のごみの発生抑制の推進

市庁舎及び市有施設から発生するごみについて、長野市役所環境保全率先実行計画に基づき発生抑制を推進します。

1.4.2 市主催イベント等における発生抑制の推進

市主催のイベント等においてごみをできるだけ出さない取組を進めます。

市民・事業者の役割分担

本基本方針に基づく各種施策の実施に当たり、市民・事業者の役割分担については次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の場や環境関連イベントに積極的に参加します。(1.1.1) ・市が行う住民説明会や出前講座のほか、地域や自治会が行う環境保全活動等に積極的に参加します。(1.1.3) ・必要のないものは買わない、持ち込まない生活を実践します。(1.2.2) ・生ごみをできるだけ出さない生活を実践します。(1.2.2) ・発生した生ごみについては、自家処理や水切りの徹底により減量に努めます。(1.2.2) ・買い物の際は、マイバッグを持参します。(1.2.3) ・不要な過剰包装は断ります。(1.2.3) ・使い捨て商品ではなく、詰替商品等を利用します。(1.2.3) ・市が行う施策に協力、参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己処理責任」に基づき、事業活動により生ずるごみの減量に努めます。(1.3.1) ・「拡大生産者責任」に基づき、製品や容器等の製造・流通・販売段階において発生抑制のための取組を進めます。(1.3.1) ・市が行う出前講座の活用、環境関連イベントへの参加など事業所内における研修機会の拡大を進めます。(1.3.1) ・飲食業・宿泊業などの食品関連事業所にあつては、食品廃棄物の削減に取り組むとともに、県が行う「食べ残しを減らそう」運動等へも協力店として積極的に参加します。(1.3.1) ・多量排出事業所にあつては、減量計画書の提出を徹底し、減量計画を実践します。(1.3.2) ・容器包装類の削減に向けて、過剰包装の削減、店頭回収の実施、レジ袋削減のための取組を推進します。(1.3.4) ・ISO14001、ながのエコ・サークル認定制度などを積極的に導入し、ごみの減量を主体的に行います。(1.3.5) ・市が行う施策に協力、参加します。

()内は関連する主な施策番号を表す。

基本方針 2

分別の徹底と再資源化の促進 < 再使用・再生利用 >

ごみを発生させないためには、基本方針 1 で掲げた取組のほか、ものを大切に使う、修理して使うなどの「長期使用」の促進、不用品等の「再使用」(リユース)の促進が必要です。

やむを得ずごみとして排出されるものについては、再生利用(リサイクル)することにより可能な限り資源として循環的利用を推進する必要があります。

市では、再使用・再生利用を促進するため、以下の基本施策及び具体的施策を定め、実施していきます。

市が取り組む基本施策及び具体的施策の概要

基本施策 1 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進

ごみの分別及び排出ルールの徹底を図るため、市民や事業者に対しわかりやすい啓発活動を推進します。

なお、今後当面の間、家庭ごみの分別区分は現行のとおりとします。

家庭ごみの分別区分(再掲)

分別区分	具体例	排出方法
可燃ごみ	資源にならない紙、やわらかいプラスチック製品、ゴム製品、木製品、革製品・布類、生ごみ、汚れが落ちないプラスチック製容器包装など	市指定の可燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
不燃ごみ	金属製品、陶磁器、びん以外のガラス類、家電リサイクル対象品目を除く小型家電製品、硬いプラスチック製品など	市指定の不燃ごみ袋に入れてごみ集積所へ出す。 指定袋に入らないものは粗大ごみシールを貼付して出す。
家庭灰	家庭から出る焼却した灰(燃え残り等の未燃物は可燃ごみとして出す)	丈夫な袋へ入れ、びん類の日にごみ集積所へ出す。(1)
資源物	プラスチック製容器包装	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れてごみ集積所へ出す。
	紙	ひもで十文字に梱包してごみ集積所へ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	びん	びんと乾電池はバラの状態での色に3分別
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く
	缶	バラの状態でごみ集積所の市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	フタ・ラベルを取り、バラの状態でごみ集積所の市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。

剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋(市指定以外の袋)に入れてごみ集積所へ出す。(2)
(拠点回収品目)		
蛍光灯	割れていないもののみ	指定回収場所へ自己搬入
廃食用油	植物性の廃食用油	指定回収場所へ自己搬入

- 1 豊野地区の家庭灰及び乾電池は、指定回収場所で拠点回収
- 2 戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は指定回収場所で拠点回収

排出禁止物	具体例	処理方法
市処理施設で処理できないもの(処理困難物)	長野市清掃センター家庭ごみ受入基準で定める処理困難物	購入店や専門処理業者に処理を依頼
個別リサイクル法等の対象品目	家電リサイクル法対象品目、家庭用パソコン等	家電リサイクル法等の規定に基づき処理

2.1.1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進

家庭ごみでは、特に可燃ごみ・不燃ごみに含まれている資源物の分別の徹底を図るため、「ごみの出し方保存版」、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及びゴミ通信等の冊子を活用した啓発のほか、住民説明会・出前講座の開催、分別強調月間における巡回指導等により周知徹底を図ります。

2.1.2 分別・排出指導の徹底

分別の不徹底や排出ルール違反ごみに対しては、地域や集合住宅管理者と連携しながら個別指導を含め指導を強化していきます。

2.1.3 住民自治協議会等との連携強化

住民自治協議会(環境担当部会)や自治会等と連携し、各地域ごとの課題に対応した啓発活動や指導を展開します。

2.1.4 住民説明会・出前講座の実施

住民説明会や出前講座の開催により分別や適正排出について周知啓発を図ります。

2.1.5 事業ごみの分別の徹底

事業ごみの分別の徹底については、「事業ごみの分け方・出し方」や「事業ごみ減量マニュアル」等を活用し、商工団体等とも連携した啓発活動を推進します。

なお、事業ごみは一般廃棄物5分別(可燃ごみ、紙、びん、缶、ペットボトル)に分別し、市処理施設または民間処理施設へ搬入するものとし、市処理施設では分別されていないごみは受け入れないこととします。

2.1.6 搬入時の分別指導の徹底

清掃センター搬入時の展開検査や指導により、分別の徹底を図ります。

基本施策2 再資源化の推進

再生利用（リサイクル）により資源として循環的利用を推進するため、家庭から発生する資源物について排出機会の拡大を図ります。また、事業所から発生するごみについても、再資源化を促進します。

2.2.1 集団回収による資源物回収の促進

資源物の集団回収について、引き続き資源回収報奨金を交付し、自治会等の自主的な再資源化活動を支援し、排出機会の拡大を図ります。

2.2.2 サンデーリサイクル拠点増加の検討

サンデーリサイクルによる資源物の拠点回収を継続するとともに、スーパーマーケット以外の会場を含め、回収拠点の増加を検討します。

2.2.3 機密文書再資源化への誘導

事業所から発生する資源物の再資源化のための取組としては、オフィスペーパーなどの紙類について再資源化を促進するとともに、焼却処理されることが多い機密文書についても再資源化への誘導策を検討します。

2.2.4 事業系有機性廃棄物の資源化の促進

飲食業や食品関連事業所等から発生する生ごみの資源化の促進に向けて、食品リサイクル法関連の情報提供を行うほか、事業者が行う資源化の取組を支援していきます。

2.2.5 新たな資源化ルートの検討

市ごみ処理施設で資源化できない品目について、新たな資源化ルート構築の可能性について検討を進めます。

基本施策3 リサイクル啓発の推進

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の啓発を推進するため、長野市リフレッシュプラザにおける取組の推進を図るほか、使い捨て商品を控え、再生品や環境配慮物品等の利用促進のための啓発を行います。

2.3.1 リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進

「長期使用」や「再使用」促進のための啓発を行います。リサイクル啓発の推進に当たり、長野市リフレッシュプラザを拠点としてリサイクル関連イベントの開催や不用品交換等の場（リサイクル広場、レインボー広場）の活用を促進します。

2.3.2 再生品・環境配慮物品等の利用促進

市民や事業者に対して、再生品や環境配慮物品等の利用促進を図るため、啓発活動を実施します。

市民・事業者の役割分担

本基本方針に基づく各種施策の実施に当たり、市民・事業者の役割分担については次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の必要性を理解し、特に資源物とごみの分別を徹底します。(2.1.1) ・ごみとして排出する場合は、排出方法などのルールを理解し、遵守します。(2.1.2) ・市が行う住民説明会や出前講座のほか、地域や自治会が行う環境保全活動等に積極的に参加します。(2.1.4) ・自治会等の各種団体が自主的に行う集団回収に積極的に参加します。(2.2.1) ・集団回収やサンデーリサイクルなど資源物回収の機会を利用し、再資源化に貢献します。(2.2.2) ・ものを大切に使う、修理して使うなど「長期使用」に努めます。(2.3.1) ・不用となったものについては、リフレッシュプラザなどの不用品交換の場を活用します。(2.3.1) ・使い捨て商品避け、再生品や環境配慮物品を積極的に利用します。(2.3.2) ・市が行う施策に協力、参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己処理責任」に基づき、資源として再資源化できるものは、分別を徹底し、リサイクルを推進します。(2.1.5) ・市が行う出前講座の活用、環境関連イベントへの参加など事業所内における研修機会の拡大を進めます。(2.1.5) ・特に、可燃ごみに混入されがちなオフィスペーパーなどの紙類の分別を徹底し、機密文書についても再資源化を検討します。(2.2.3) ・食品廃棄物などの生ごみについては、発生抑制による削減に取り組むとともに、資源化を推進します。(2.2.4) ・使い捨て商品避け、再生品や環境配慮物品を積極的に利用します。(2.3.2) ・市が行う施策に協力、参加します。

()内は関連する主な施策番号を表す。

基本方針 3

環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進 < 適正処分 >

発生抑制や再使用・再生利用を行った結果、最終的にどうしても循環利用されないものについては、安定的かつ適正な処分を行うとともに、環境負荷の低減を配慮した処理体制を検討・構築していく必要があります。

市では、環境負荷に配慮した適正処分を推進するため、以下の基本施策及び具体的施策を定め、実施していきます。

市が取り組む基本施策及び具体的施策の概要

基本施策 1 適正な収集運搬体制の構築

安定的かつ適正な収集運搬体制を確保するとともに、コスト意識を持ちながら効率的な体制となるよう検討していきます。

なお、今後当面の間、家庭ごみの収集運搬体制は現行のとおりとします。

家庭ごみの収集運搬体制（再掲）

収集・分別区分		排出場所	収集運搬主体	収集回数
定期収集				
可燃ごみ		集積所	委託 (一部市直営)	2回/週 (一部1回/週)
不燃ごみ		集積所	委託	1回/4週 (一部1回/月)
家庭灰		集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回/4週 (一部拠点回収)
資源物	紙	集積所	委託	1回/4週 (一部2回/月)
	びん	集積所	委託	1回/4週 (一部1回/月)
	缶	集積所	委託	1回/4週 (一部2回/月)
	ペットボトル	集積所	委託	2回/4週 (一部1回/月)
	乾電池	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回/4週 (一部拠点回収)
	プラスチック製容器包装	集積所	委託 (一部市直営)	1回/週
	剪定枝葉	集積所 (一部指定回収場所)	委託 (一部市直営)	1回/週 (一部拠点回収)
拠点回収				
	廃食用油	指定回収場所	委託	拠点回収
	蛍光灯	指定回収場所	委託	拠点回収

また、事業ごみは、自己処理責任の原則に基づき、再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図るほか、排出者自ら運搬または一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託により、市処理施設または一般廃棄物処分業許可業者（民間処理施設）へ搬入するものとします。

3.1.1 効率的な収集方法の検討

収集方法・回数等について、より効率的なものとなるよう費用対効果を勘案しながら検討を行います。

3.1.2 高齢者等に対する収集体制の検討

ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対する収集体制について、社会福祉協議会等福祉団体、住民自治協議会及び市関係部局等と連携し、戸別収集等の新たな収集方法も含め調査、検討を行います。

3.1.3 処理困難物自主回収の推進

市処理施設で処理できないもの（処理困難物）については、販売・製造業者等に対して自主回収を要請するほか、回収ルート構築に関して、国や全国都市清掃会議等に対して働きかけを行います。

3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入促進

収集運搬段階における環境負荷の低減を図るため、委託業者の協力を得ながら、低公害型の収集車両の導入を促進します。

3.1.5 環境に配慮したごみ集積所設置の支援

分別意識の高揚や清潔で住みよいまちづくりのため、自治会等が設置するごみ集積所が環境美化に配慮したものになるように支援します。

3.1.6 収集運搬業者の研修会の実施

一般廃棄物収集運搬業許可事業者による事業系一般廃棄物の適正な収集運搬体制を構築するため、収集運搬業者に対する研修会を実施します。

基本施策2 ごみ処理施設の整備

現状のごみ処理施設について適切な維持管理を行い、安全で安定的な処理体制を継続するとともに、長野広域連合による新たなごみ処理施設の早期整備を促進します。

なお、今後当面の間、中間処理及び最終処分体制は現行のとおりとします。

中間処理体制（再掲）

区分	中間処理主体	中間処理施設	中間処理方法
可燃ごみ （不燃ごみのうち 破碎・選別処理後の 可燃性残渣を含む）	市直営	清掃センター 焼却施設	焼却 （熱回収：施設内への 電力供給、温水プール 等への給温水、売電）
	北信保健衛生施 設組合	東山クリーンセ ンター	
不燃ごみ	市直営	清掃センター 資源化施設	破碎・選別 （可燃性残渣は焼却 処理、不燃性残渣は埋 立処分、金属類は民間 施設で資源化処理）
家庭灰			（埋立による最終処

資源物	紙	委託	民間処理施設	資源化
	びん	市直営	清掃センター 資源化施設	粗破碎・保管
		北信保健衛生施設組合（委託）	民間処理施設	資源化
	缶	市直営	清掃センター 資源化施設	圧縮・梱包
		北信保健衛生施設組合	不燃物処理センター	
	ペットボトル	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包
		北信保健衛生施設組合（委託）	民間処理施設	資源化
	乾電池	委託	民間処理施設	資源化
	プラスチック製容器包装	市直営	清掃センター 圧縮梱包施設	圧縮・梱包
	剪定枝葉	委託	民間処理施設	資源化
	廃食用油	委託	民間処理施設	資源化
蛍光灯	委託	民間処理施設	資源化	

最終処分体制（再掲）

最終処分種別	最終処分主体	処分施設
焼却灰・飛灰処理物	市直営（一部委託）	天狗沢最終処分場 （一部民間最終処分場）
	北信保健衛生施設組合	大俣最終処分場
不燃残渣	市直営	天狗沢最終処分場
家庭灰	市直営	天狗沢最終処分場

3.2.1 安全で安定的な処理の継続実施

長野広域連合によるごみ処理施設が整備・稼働されるまでの間、長野市清掃センター焼却施設について、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により、引き続き安全で安定的な処理を実施します。焼却灰等の最終処分については、天狗沢最終処分場への埋立（平成24年度末まで）のほか、外部搬出による処分により、安定的な処分を実施していきます。

3.2.2 環境調査等の実施

市ごみ処理施設周辺の大気測定等環境調査を定期的に行い、測定結果を公表します。また、市ごみ処理施設の緑化等周辺環境の整備を実施します。

3.2.3 広域連合ごみ処理施設の整備促進

長野広域連合による新たな処理施設の早期建設・稼働に向けて、長野市へ建設が予定される焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を促進します。

基本施策3 不法投棄対策の推進

不法投棄を許さない監視体制の強化、市民・地域等と連携した不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

3.3.1 監視体制の充実

市民及び地区役員の通報体制や関係機関との連携強化、民間委託によるパトロールの実施など監視体制を継続的に強化することにより、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。発見した不法投棄に対しては警察等関係機関とも連携しながら、厳正な対応を行います。

3.3.2 地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進

不法投棄多発地帯については、啓発看板・投棄防止ネット・監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の早期回収を行い、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

また、不法投棄及びごみのポイ捨ての防止に向けて、地域と連携を図りながら啓発活動を推進します。

基本施策4 災害廃棄物対策

大規模災害のみならず、近年のゲリラ豪雨災害等にも対応できるように、災害時におけるごみ処理体制を構築します。

3.4.1 災害ごみ処理実施計画の策定

「長野市地域防災計画」及び「長野市水防計画」に基づき、関係機関と協議を進めながら、災害時を想定した具体的なごみ処理の実施計画を早期に策定します。

市民・事業者の役割分担

本基本方針に基づく各種施策の実施に当たり、市民・事業者の役割分担については次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none">・ごみとして排出する場合は、収集日や排出時間などのルールを理解し、遵守します。(3.1.1)・市で処理できないごみ等は、販売店や専門処理業者に処理を依頼するなど適正に処分します。(3.1.3)・ごみ集積所の適正利用、清潔の保持に努めます。(3.1.5)・不法投棄を発見したら、市や警察等に通報します。(3.3.1)・ごみのポイ捨てはしません。また、地域や自治会等が行うごみ拾いなどの環境美化活動に積極的に参加します。(3.3.2)・市が行う施策に協力、参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・排出者責任・拡大生産者責任を理解し、自ら製造・販売した商品等の自主回収システムの構築を検討、推進します。(3.1.3)・不法投棄を発見したら、市や警察等に通報します。また、市及び関係機関が行う不法投棄防止のための取組に協力します。(3.3.1)・所有する土地について、不法投棄やポイ捨てされにくい環境づくりを進めます。また、事業所周辺のごみ拾いなど環境美化活動を積極的に行います。(3.3.2)・市が行う施策に協力、参加します。

()内は関連する主な施策番号を表す。

基本方針 4

計画実現に向けた体制・仕組みづくり

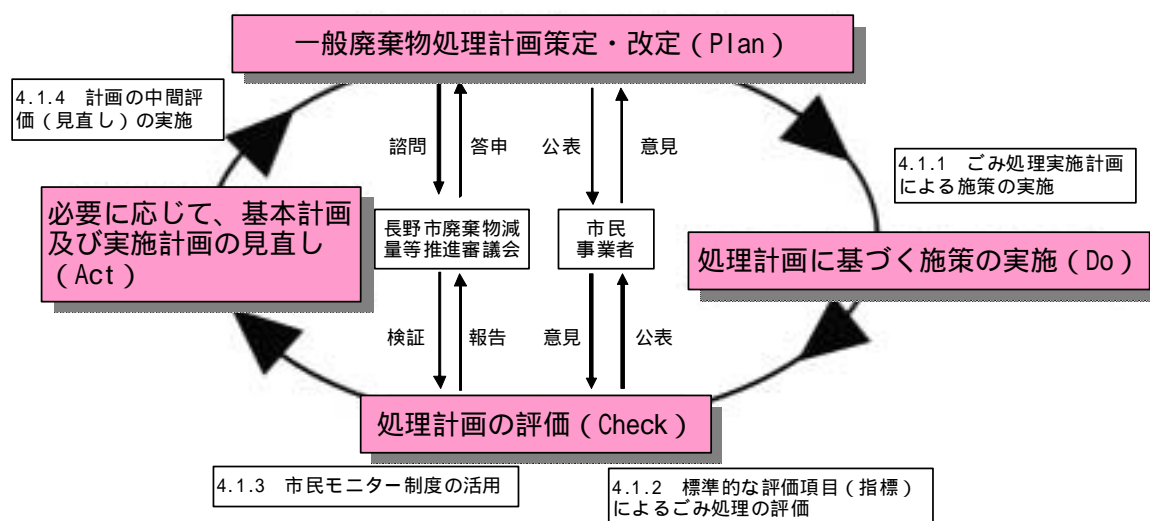
本計画の基本理念の実現に向けて、廃棄物処理の優先順位に基づき、各段階ごとの取組として、基本方針 1 から 3 で定めた各種施策を推進するとともに、P D C A サイクルによる持続的改善を図っていく必要があります。

本計画の実現に向けた体制・仕組みづくりを推進するため、以下の基本施策及び具体的施策を定め、実施していきます。

市が取り組む基本施策及び具体的施策の概要

基本施策 1 P D C A サイクルによる計画（施策）の進行管理

本計画を着実に推進するため、各種施策の進捗状況やごみ量等の目標値の達成状況等について毎年度評価・検証を行います。具体的な進行管理は、毎年度定めるごみ処理実施計画により行います。



4.1.1 ごみ処理実施計画による施策の実施

本計画で定めた各種施策について、毎年度定めるごみ処理実施計画で事業計画など必要な事項を定めるとともに、数値化できるものは数値目標を掲げ、目標達成に向けて各事業を実施します。

4.1.2 標準的な評価項目（指標）によるごみ処理の評価

実施計画に基づく施策の実施状況や数値目標の達成状況等について、長野市廃棄物減量等推進審議会にて報告・審議を行うとともに、国の指針で示された標準的な評価項目によるごみ処理の評価を実施します。

4.1.3 市民モニター制度の活用

施策の実施状況や実績数値等については広く市民に公表するほか、まちづくりアンケートやごみ減量モニター制度を活用し、随時、満足度調査や市民意見の募集を行っています。

4.1.4 計画の中間評価（見直し）の実施

実施計画による施策の推進状況やごみを取り巻く社会的状況の変化等を踏まえ、中間年である平成26年に本計画の中間評価（見直し）を実施します。

基本施策2 効率的な廃棄物行政の推進

ごみ処理に要する費用分析等を行い、効率的な廃棄物処理行政を推進します。

4.2.1 ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討

ゴミ通信への広告の掲載など、新たな財源の確保に向けた検討を行います。

4.2.2 一般廃棄物処理手数料の検証

平成21年10月に導入した家庭ごみ処理手数料有料化制度、清掃センターごみ処理搬入手数料の改定については、ごみ量や手数料収入の動向等を十分に分析し、処理手数料の検証を行います。

4.2.3 ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析

一般廃棄物会計基準に基づく処理費用の分析を行い、ごみの種別や作業部門ごとの費用（原価）について経年変化を検証し、ごみ処理の効率化を推進します。ごみ処理コスト（収支）については広く市民に公表し、廃棄物処理にかかる費用の透明化を図ります。

基本施策3 地球温暖化防止等への配慮

長野市地球温暖化対策地域推進計画、長野市バイオマスタウン構想など環境関連計画と連携し、ごみ処理に関連した地球温暖化防止等に向けた取組を推進します。

4.3.1 地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証

地球温暖化防止にかかる数値指標として、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量等を算出し、経年変化について検証を行います。

4.3.2 「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進

「長野市バイオマスタウン構想」と連携し、廃棄物系バイオマスの有効活用のための取組を推進していきます。

市民・事業者の役割分担

本基本方針に基づく各種施策の実施に当たり、市民・事業者の役割分担については次のとおりとします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発信するごみ処理行政に関する情報を確認し、市民の立場で、ごみ処理に関する施策への意見や提案を行います。 ・市が行うアンケート調査や施策等に協力、参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発信するごみ処理行政に関する情報を確認し、事業者の立場で、ごみ処理に関する施策への意見や提案を行います。 ・市が行うアンケート調査や施策等に協力、参加します。

(3) 成果指標

各種施策の進捗状況や成果を検証するため、以下の成果目標3項目を設定し、ごみ量等の数値目標4項目と併せた7項目を成果指標とし、計画の達成状況や施策の進捗状況について評価、検証を行います。

区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	
成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 + 集団回収量	144,822 t	129,140 t
		2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く) / 計画収集人口	609g / 人・日	548g / 人・日
		3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t
		4 リサイクル率	(資源化量 + 集団回収量) / ごみ総排出量	24.1%	29.9%
	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.8%	50.0%
		6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.5%	17.4%
		7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216 件	262 件

(注) 1 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、家庭系可燃ごみ中、資源物及び不燃ごみを除いた内容物に占める生ごみの割合。

2 成果目標5及び6の基準年度の数値は、平成17年度から平成22年度までの6カ年の平均値。

参考資料 1 将来ごみ量（推計値）の推計方法（P47～51 関係）

1 家庭ごみの推計値の設定条件

家庭ごみ区分	H22 以降の設定条件等
可燃ごみ	有料化制度導入年である H21 実績を除き、H17～H20 実績による年度ごとの原単位（g/人/日）を予測 の予測結果に、有料化による減量効果（10%）を加味 の予測結果に、将来人口推計値を乗じて年間排出量を算出
不燃ごみ	有料化制度導入年である H21 実績を除き、H17～H20 実績による年度ごとの原単位（g/人/日）を予測 【有料化による減量効果は加味しない（不燃ごみ減量効果の考察参照）】 の予測結果に、将来人口推計値を乗じて年間排出量を算出
資源物	剪定枝葉を除く資源物（紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、乾電池、廃食用油、蛍光灯） 有料化制度導入及び剪定枝葉の分別収集開始年である H21 実績を除き、H17～H20 実績による年度ごとの原単位（g/人/日）を予測 の予測結果に、将来人口推計値を乗じて年間排出量を算出 剪定枝葉 分別収集開始後の実績（H21.10～H22.7）を基に H22 排出量見込みを算出。H23 以降は、H22 見込みによる概数予測（横ばい）。【人口変動による影響が少ないと思われるため、原単位予測ではなく、排出量（t/年）で予測】

不燃ごみ減量効果の考察

有料化制度導入後、直近 1 年間（H21.10～H22.9）の実績について、前年（H20.10～H21.9）と比較すると約 46%の減少傾向となっているが、前年は制度導入前の駆け込み的な排出があったことから、前々年（H19.10～H20.9）と比較すると、約 40%増加している。

直近 1 年間（H21.10～H22.9）の実績は、前々年（H19.10～H20.9）と比較すると、約 25%の減少となっているが、駆け込み的排出の影響（反動）が続いているものと考えられる。

国（環境省）の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成 19 年 6 月）でも不燃ごみの減量効果については触れていないことなど、現段階では制度導入による中長期的な減量効果の見通しは困難であるため、将来ごみ量の推計に当たっては、有料化制度による減量効果を加味しないものとする。

2 事業ごみの推計値の設定条件

事業ごみ区分	H22 以降の設定条件等
可燃ごみ 不燃ごみ 資源物	事業ごみは、社会情勢や経済動向の影響を受けやすいことから、過去 7 年間（H15～H21）の実績の推移を踏まえ、排出量の多い H15、H16 実績及び減少率の大きい H20、H21 実績を除き、H17～H19 実績による年度ごとの原単位（t/日）を予測 の予測結果を基に年間排出量（事業ごみ合計）を算出 の予測結果を H21 実績における可燃・不燃・資源物の比率で按分し、ごみ種別ごとの年間排出量を算出

3 集団回収の推計値の設定条件

集団回収区分	H22 以降の設定条件等
集団回収量	回収量の極端に少ない H17 実績を除き、H18～H21 実績による年度ごとの原単位（g/人/日）を予測 の予測結果に、将来人口推計値を乗じて年間排出量を算出

参考資料2 将来ごみ量（推計値）一覧（P47～51関係）

	年	推計											備考		
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		28	
人口	(人)	386,572	386,090	385,693	384,656	384,227	383,334	382,121	380,713	379,139	377,408	375,538	373,539	将来人口推計値	
収集ごみ（）	年間収集量	(t/年)	89,176	89,658	87,173	85,549	84,474	84,297	84,047	83,409	82,947	82,457	82,143	81,393	
	可燃ごみ	(t/年)	63,693	64,389	64,033	63,091	60,168	57,190	57,165	56,806	56,706	56,451	56,321	55,872	
	不燃ごみ	(t/年)	6,686	7,012	5,697	5,697	6,582	5,672	5,669	5,633	5,610	5,584	5,572	5,527	
	資源物	(t/年)	18,797	18,257	17,444	16,761	17,724	21,435	21,213	20,970	20,631	20,422	20,250	19,994	
	紙	(t/年)	10,691	10,207	9,570	9,024	8,595	8,670	8,521	8,392	8,217	8,107	8,022	7,888	
	びん	(t/年)	2,472	2,475	2,385	2,349	2,323	2,342	2,302	2,268	2,220	2,190	2,162	2,126	
	缶	(t/年)	1,100	1,061	1,013	968	941	950	934	920	901	889	876	862	
	ペットボトル	(t/年)	663	675	683	653	619	626	615	606	593	585	579	569	
	プラスチック製容器包装	(t/年)	3,763	3,724	3,666	3,640	3,749	3,768	3,703	3,648	3,567	3,520	3,481	3,421	
	剪定枝葉	(t/年)	0	0	0	0	1,358	4,939	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	乾電池	(t/年)	106	104	109	105	112	112	111	109	106	105	104	102	
	廃食用油	(t/年)	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
	蛍光灯	(t/年)	0	10	16	19	24	24	23	23	23	22	22	22	
	原単位	(g/人・日)	632	636	618	609	602	602	601	600	599	599	598	597	
	可燃ごみ	(g/人・日)	451	457	454	449	429	409	409	409	410	410	410	410	分数式(H17-H20)を補正
不燃ごみ	(g/人・日)	47	50	40	41	47	41	41	41	41	41	41	41	分数式(H17-H20)	
資源物	(g/人・日)	133	130	124	119	126	153	152	151	149	148	147	147		
紙	(g/人・日)	76	72	68	64	61	62	61	60	59	59	58	58	分数式(H17-H20)	
びん	(g/人・日)	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	分数式(H17-H20)	
缶	(g/人・日)	8	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	分数式(H17-H20)	
ペットボトル	(g/人・日)	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	分数式(H17-H20)	
プラスチック製容器包装	(g/人・日)	27	26	26	26	27	27	26	26	26	26	25	25	分数式(H17-H20)	
剪定枝葉	(g/人・日)	0	0	0	0	10	35	36	36	36	36	36	37		
乾電池	(g/人・日)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	分数式(H17-H20)	
廃食用油	(g/人・日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	分数式(H17-H20)	
蛍光灯	(g/人・日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	分数式(H17-H20)	
年間量	(t/年)	50,099	48,300	46,841	43,583	42,017	41,934	41,819	41,552	41,439	41,358	41,409	41,245		
可燃ごみ	(t/年)	47,878	46,067	44,793	41,660	40,099	40,020	39,910	39,655	39,547	39,470	39,519	39,362	分数式(H17-H19)	
不燃ごみ	(t/年)	857	1,007	912	945	1,070	1,067	1,064	1,058	1,055	1,053	1,054	1,050	分数式(H17-H19)	
資源物	(t/年)	1,365	1,227	1,136	978	849	847	845	839	837	835	836	833	分数式(H17-H19)	
計	(t/年)	139,275	137,958	134,014	129,132	126,491	126,231	125,866	124,961	124,386	123,815	123,552	122,638		
集取	年間量	(t/年)	14,010	15,368	15,499	15,690	15,497	15,656	15,653	15,552	15,491	15,421	15,386	15,266	
	紙類	(t/年)	13,628	15,024	15,165	15,351	15,191	15,321	15,318	15,219	15,160	15,091	15,057	14,940	分数式(H18-H21)
	古布類	(t/年)	53	44	42	40	45	43	43	43	42	42	42	42	分数式(H18-H21)
	缶	(t/年)	61	68	75	94	90	82	82	82	82	81	81	80	分数式(H18-H21)
	びん	(t/年)	269	233	217	205	172	210	210	208	207	207	206	204	分数式(H18-H21)
計	(t/年)	153,285	153,327	149,514	144,822	141,988	141,887	141,519	140,513	139,877	139,236	138,938	137,904		
計(人)	(g/人・日)	1,086	1,088	1,059	1,032	1,012	1,014	1,012	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011		

参考資料3 年度別の目標値内訳 (P52 ~ 54 関係)

		年						備 考
		23	24	25	26	27	28	
人口 (人)		382,121	380,713	379,139	377,408	375,538	373,539	
収集 ごみ ()	年間 量 (t/年)	82,611	80,959	79,340	77,753	76,198	74,674	
	人 (g/人・日)	591	583	573	564	554	548	数値目標
	可燃ごみ (t/年)	55,688	54,149	52,775	51,299	49,858	48,444	
	不燃ごみ (t/年)	5,617	5,555	5,496	5,438	5,383	5,326	
	資源物 (t/年)	21,306	21,255	21,069	21,016	20,957	20,904	
	紙 (t/年)	8,659	8,707	8,692	8,740	8,796	8,854	
	びん (t/年)	2,281	2,237	2,175	2,133	2,089	2,048	
	缶 (t/年)	925	907	883	866	846	830	
	ペットボトル (t/年)	609	598	581	570	559	548	
	プラスチック製容器包装 (t/年)	3,741	3,741	3,709	3,709	3,711	3,683	
	剪定枝葉 (t/年)	4,954	4,931	4,899	4,870	4,831	4,818	
	乾電池 (t/年)	110	107	104	102	100	98	
	廃食用油 (t/年)	4	4	4	4	4	4	
	蛍光灯 (t/年)	23	23	22	22	21	21	
年間 量 (t/年)	41,473	41,016	40,564	40,117	39,675	39,200	数値目標	
可燃ごみ (t/年)	39,579	39,143	38,712	38,286	37,863	37,410		
不燃ごみ (t/年)	1,056	1,044	1,033	1,021	1,010	998		
資源物 (t/年)	838	829	819	810	802	792		
計 (t/年)	124,084	121,975	119,904	117,870	115,873	113,874		
集 収量 (t/年)	15,653	15,552	15,491	15,421	15,386	15,266		
計 (t/年)	139,737	137,527	135,395	133,291	131,259	129,140	数値目標	
計(人) (g/人・日)	999	990	978	968	955	947		
資源 量 (t/年)	23,892	23,813	23,599	23,518	23,434	23,353		
ル ()	28.3	28.6	28.9	29.2	29.6	29.9%	数値目標	

第 3 部

生活排水処理基本計画

第 1 章 現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 水環境に関する現状

ア 水系の概況

本市には、信濃川の上流部である千曲川及び北アルプスに源を発する犀川が流れており、その他、裾花川等の中小河川があり、これらは全てこの 2 大河川に注いでいます。この豊かな水資源は、市内上水道の水源、水力発電、農業用水等に広く利用されています。

イ 水環境の現状

市では、公共用水域の水質保全のために工場・事業場の排出水の監視、指導を行う一方、長野市水質測定計画を策定し、市内の河川・湖沼・地下水の水質測定を、県指定の環境基準点（3 河川、1 湖沼）、測定補助地点（2 河川）と市指定の定点（16 河川、6 湖沼）で行い、地下水については市内全域 16 地点を選定して行う概況調査と、過去に汚濁が発覚した 10 地点の継続監視調査を行っています。

河川の水質については、過去に生活排水による汚濁を受けてきましたが、公共下水道等の普及により、全体的に改善が進みました。

しかし、水生生物調査に基づく評価によると、下水道等未整備地域を流れる河川は更に改善の必要があります。

(2) 生活排水処理の現状

本市における生活排水の状況は次表のとおりであり、平成 21 年度末において計画処理区域内人口 384,854 人の内 318,144 人については、生活排水の適正処理がされています。

公共下水道については、市街地及び平坦地において集合型都市排水が最も効率的とされる地域について昭和 28 年度から実施しており、単独公共下水道の東部処理区と流域関連公共下水道の上流処理区・下流処理区で整備を進めています。

特定環境保全公共下水道事業については、平成 3 年度から実施し、平成 21 年度現在で計画した 7 処理区全てで供用を開始しています。

農業集落排水事業については、中山間地集落の集合排水が効率的とされる地域において平成 3 年度から実施しており、平成 21 年度現在で計画した 22 処理

区全てで供用を開始しています。

合併処理浄化槽設置については、公共下水道や農業集落排水の整備計画がない区域について、旧長野市・豊野・大岡地区では、使用者が設置及び維持管理を行い、市が補助金を交付してその設置を支援する「個人浄化槽」で実施し、また、戸隠・鬼無里・信州新町・中条地区では、市が設置及び維持管理を行い、使用者が設置費の1割の分担金と公共下水道に準じた使用料を負担する「戸別浄化槽」の2通りの方法で実施しています。

単独処理浄化槽については、し尿処理のみを行うもので、新たな設置は認められておらず、下水道への接続又は合併処理浄化槽への転換を実施しています。

以上のとおり、水洗化・生活雑排水未処理世帯及び非水洗化世帯については、その地域の整備計画に応じた生活排水処理を促進し水洗化を実施しています。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、長野市衛生センター、長野市犀峡衛生センター、千曲衛生施設組合、須高行政事務組合、北信保健衛生施設組合の各処理施設で実施し、処理後に発生する汚泥については、脱水後、施設内若しくは民間処理施設で堆肥化をして活用しています。また、乾燥、焼却後の灰については、民間処理施設でセメント材として活用しています。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、委託事業者と許可事業者が実施しています。

処理形態別の推移（公共下水道等に接続済の人口）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1．計画処理区域内人口	381,592	381,903	381,114	380,883	384,854
2．水洗化・生活雑排水処理人口	290,773	297,121	302,604	308,515	318,144
(1)単独・流域関連公共下水道	264,262	270,283	277,525	283,880	288,452
(2)特定環境保全公共下水道 戸隠・鬼無里・信州新町・中条	2,525	2,697	2,829	2,961	9,376
(3)農業集落排水施設	5,902	6,020	6,682	7,351	7,512
(4)合併処理浄化槽	18,084	18,121	15,568	14,323	12,804
戸別浄化槽・個人浄化槽	3,483	4,250	4,618	5,033	5,315
下水道区域内個人設置	14,601	13,871	10,950	9,290	7,489
3．水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	4,104	3,967	3,210	2,940	2,242
4．非水洗化人口（汲み取り）	86,715	80,815	75,300	69,428	64,468
5．計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

平成17～20年度までの特定環境保全公共下水道の人口欄については、戸隠・鬼無里のみの人口。
平成21年度は信州新町・中条を加えた人口。

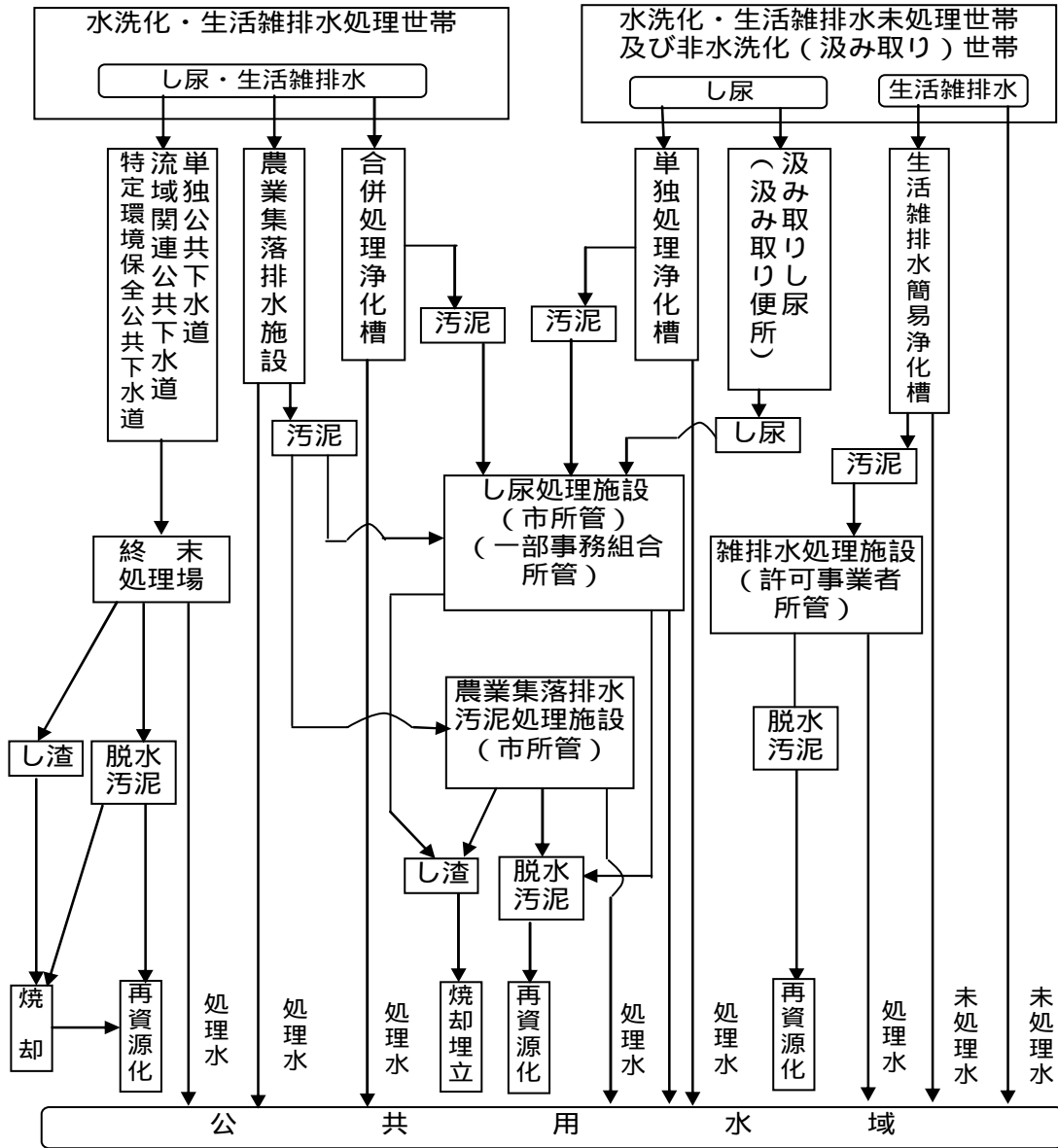
(3) 生活排水の処理主体

各処理施設で対象となる生活排水及びその処理主体を下表に示します。

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
公 共 下 水 道	単独公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長 野 市
	流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長 野 県
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野市（飯綱処理区）
			長野県（下流処理区）
長野市（戸隠高原処理区）			
		長野市（豊岡処理区）	
		長野市（鬼無里処理区）	
		長野市（信州新町処理区）	
		長野市（中条処理区）	
農 業 集 落 排 水 施 設	し尿及び生活雑排水	長 野 市	
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個 人 等 ・ 長 野 市
	単独処理浄化槽	し尿	個 人 等
生活雑排水簡易浄化槽（沈殿槽）	生活雑排水	個 人 等	
し 尿 処 理 施 設	し尿、合併処理・単独処理浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥	長 野 市 一 部 事 務 組 合	
農 業 集 落 排 水 汚 泥 処 理 施 設	農業集落排水汚泥	長 野 市	
雑排水処理施設	生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許 可 事 業 者	

(4) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を下図に示します。



各処理施設汚泥の再資源化

・ 公共下水道終末処理場（単独・流域）	脱水汚泥	焼却灰	セメント原料
・ 公共下水道終末処理場（特環）	脱水汚泥	セメント原料	
・ し尿処理施設（長野市衛生C）	脱水汚泥	堆肥	
・ し尿処理施設（長野市犀峽衛生C）	脱水汚泥	焼却灰	セメント原料
・ し尿処理施設（千曲衛生C）	脱水汚泥	堆肥	
・ し尿処理施設（須高衛生C）	前処理後、下水道終末処理場へ投入		
・ し尿処理施設（豊田衛生C）	脱水汚泥	堆肥	
・ 農業集落排水汚泥処理施設	脱水汚泥	堆肥	
・ 雑排水処理施設	脱水汚泥	堆肥	

2 生活排水処理の課題の整理

(1) 生活排水処理施設の未整備

生活排水処理施設の未整備地域で、台所や風呂等の生活排水が未処理のまま流されている河川の水質が汚濁されている状況にあります。

このため、今後も引き続き生活排水対策として、地域の特性に応じた各種の生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

(2) 水洗化率のばらつき

本市の施設整備済み区域での水洗化率は、中心市街地の単独公共下水道区域で高い一方、周辺部の流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設区域で低い状況にあるので、これらの区域での水洗化の促進を図る必要があります。

(3) 合併処理浄化槽の適正な管理

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、維持管理を適正に行うことで十分な浄化能力を得ることができるので、浄化槽の設置者に対し、保守点検・清掃及び法定検査受検を定期的に行うよう指導・啓発に努めていく必要があります。

また、生活雑排水を浄化する簡易浄化槽についても、定期的な清掃を徹底していく必要があります。

(4) し尿処理施設の運営

本市のし尿・浄化槽汚泥は、長野市衛生センター、長野市犀峽衛生センター、千曲衛生センター(一部事務組合管理)、須高衛生センター(一部事務組合管理)、豊田衛生センター(一部事務組合管理)に搬入された後、処理されています。

しかし、し尿・浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道等の普及により毎年減少しているため、施設の老朽化や周辺施設の状況を踏まえながら、各施設の今後のあり方について検討していく必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

「自然と人が共生する」良好な水環境・生活環境をめざして

水は人間の生活や産業にとって最も重要な資源であり、また、良好な水環境をつくることは、人々に潤いと豊かさを与え、快適な生活環境づくりには欠かすことのできない大きな要素の一つです。

そのためには、私たち一人ひとりが適切な排水処理や無理のない節水など水を大切にす意識を高め、取り組むことが必要になります。

本計画では、生活排水処理の課題を改善し、適正な処理のあり方と方向性を示し、快適で豊かな水環境・生活環境の創出を目指していくことを基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、全戸水洗化を目指した公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備及びし尿・浄化槽汚泥の安定した収集処理体制の構築を目指し、以下の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 公共下水道の推進

市街地及び平坦地については単独及び流域関連公共下水道により、水質保全上特に必要な区域については特定環境保全公共下水道により、整備を推進するとともに、供用区域内の水洗化工事が速やかに行われるよう、啓発指導を行います。

基本方針2 農業集落排水の推進

農村地域振興の一環として、公共下水道で整備できない区域について、農業集落排水事業を行っていましたが、整備は完了しているため、区域内の水洗化工事が速やかに行われるよう啓発指導を行います。

基本方針 3 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底

公共下水道及び農業集落排水事業の計画のない区域については、補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を進めてきましたが、平成 23 年度からは、市が合併処理浄化槽を設置・維持管理し、利用者が使用料等を負担する戸別浄化槽事業対象区域を市内全域に拡大し設置を促進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についても啓発・指導を行います。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理をすることではじめて能力を発揮できるので、設置者へ維持管理の徹底について啓発・指導を行います。

基本方針 4 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進

生活排水処理施設の整備が整うまでの暫定的な生活排水対策として設置した生活雑排水簡易浄化槽（沈殿槽）は、定期的な清掃を行わないとその効果が得られないため、汚泥抜き取り・清掃を促進します。

基本方針 5 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営

公共下水道等の普及により減少しているし尿・浄化槽汚泥の収集運搬や処理施設の運営を適正かつ効率的に行うため、処理量に見合った収集体制や処理施設のあり方について検討を進めます。

2 生活排水（水洗化・生活雑排水）の処理計画

（1）計画の目標

「基本方針」に掲げた目標を達成するため、すべての生活排水を施設で処理することを目標とし、市内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとし、

計画処理区域（市全域）の生活排水処理の目標

計画目標	現在（平成 21 年度）	目標（平成 28 年度）
施設整備率	89.4%	99.4%
水洗化・生活雑排水処理率	82.7%	92.2%

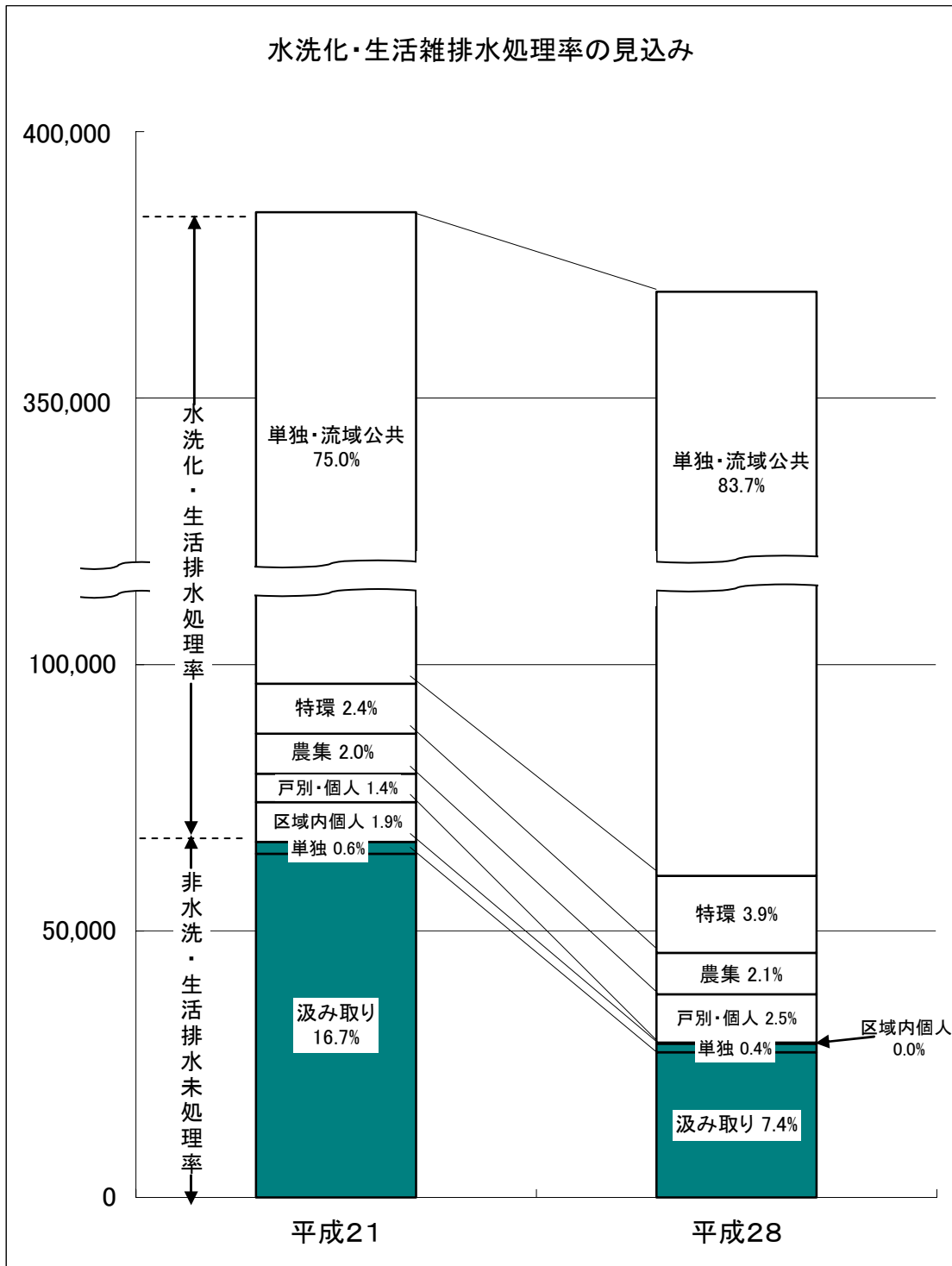
生活排水処理形態別人口の見込み

施設整備率から見た見込み

	現在（平成 21 年度）	目標（平成 28 年度）
1. 計画処理区域内人口	384,854 人	369,964 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	344,156 人	367,635 人
(1) 単独・流域関連公共下水道	312,366 人	333,567 人
(2) 特定環境保全公共下水道	15,065 人	16,086 人
(3) 農業集落排水施設	7,726 人	8,221 人
(4) 合併処理浄化槽	8,999 人	9,761 人
戸別浄化槽	6,127 人	6,703 人
個人浄化槽	2,872 人	3,058 人
施設整備率	89.4 %	99.4 %
3. 計画処理区域外人口	0 人	0 人

水洗化・生活雑排水処理率から見た見込み

	現在（平成 21 年度）	目標（平成 28 年度）
1. 計画処理区域内人口	384,854 人	369,964 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	318,144 人	341,131 人
(1) 単独・流域関連公共下水道	288,452 人	309,607 人
(2) 特定環境保全公共下水道	9,376 人	14,440 人
(3) 農業集落排水施設	7,512 人	7,784 人
(4) 合併処理浄化槽	12,804 人	9,300 人
戸別浄化槽	2,103 人	6,022 人
個人浄化槽	3,212 人	3,077 人
下水道区域内個人浄化槽	7,489 人	201 人
水洗化・生活雑排水処理率	82.7 %	92.2 %
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,242 人	1,574 人
4. 非水洗化人口（汲み取り）	64,468 人	27,259 人
5. 計画処理区域外人口	0 人	0 人



水洗化・生活雑排水処理率 82.7%
 非水洗・生活雑排水未処理率 17.3%

92.2%
 7.8%

公共下水道終末処理場以外のし尿処理施設での処理からみた見込み

		現在（平成21年度末）	目標（平成28年度末）
し尿処理施設 計画収集人口		87,026 人	45,917 人
し尿	汲み取り便所	64,468 人	27,259 人
浄化槽 汚泥	単独処理浄化槽	2,242 人	1,574 人
	合併処理浄化槽	12,804 人	9,300 人
	農業集落排水施設	7,512 人	7,784 人
	浄化槽汚泥小計	22,558 人	18,658 人

（2）生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理施設整備は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽設置により進めています。

ア 公共下水道

単独公共下水道及び流域関連公共下水道の整備を計画的に進め、水洗化工事の促進を図ります。

イ 特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設

特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設の建設は、ほぼ完了しており、水洗化工事の促進を図ります。

ウ 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水施設の整備計画がない区域において、設置を進めていきます。

施設整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口(人)	整備予定年度	事業費見込(千円)	財源内訳(千円)
公共下水道	単独公共下水道、流域関連公共下水道	332,100 人	S28～H30 年度	351,783,000	国補 83,700,000 起債 241,240,000 一般財源 26,843,000
特定環境保全公共下水道	飯綱、下流、戸隠高原、豊岡、鬼無里、信州新町、中条	17,730 人	H3～H30 年度	35,496,000	国補 11,980,000 起債 21,160,000 一般財源 2,356,000

農業集落排水施設	浅川北部処理区他 21 処理区	14,160 人	H3 ~ H19 年度	25,966,573	国補 8,286,800 県補 2,470,500 起債 13,296,300 一般財源 1,912,973
合併処理浄化槽	公共下水道、農業集 落排水事業の計画 区域以外の区域	9,695 人	S63 ~ H32 年度	1,564,080	国補 463,800 県補 173,800 起債 493,000 市費 433,480

- (注) 1 「一般財源」公共下水道及び特別環境保全公共下水道においては受益者負担金、農業集落排水においては受益者負担金と一部市費
2 合併処理浄化槽は、個人浄化槽分と戸別浄化槽分の合計
3 それぞれの財源内訳については、上下水道局資料及び環境政策課資料より

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も減少傾向を示すことが見込まれます。内訳を見ると、し尿や単独処理浄化槽汚泥は大幅に減少する一方、合併処理浄化槽汚泥や農業集落排水施設の処理汚泥については概ね現状程度と見込まれます。

区 分		単 位	平成 2 1 年度	平成 2 8 年度	
年間計画処理量	し尿	kl / 年	58,160	24,592	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	kl / 年	2,372	1,665
		合併処理浄化槽	kl / 年	10,566	7,674
		農業集落排水施設	kl / 年	2,334	2,419
	浄化槽汚泥小計	kl / 年	15,272	11,758	
	計画年間処理量 計	kl / 年	73,432	36,350	
		%	100.0%	対H21比 49.5%	
計画日平均処理量	し尿	kl / 日	159.3	67.4	
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	kl / 日	6.5	4.6
		合併処理浄化槽	kl / 日	28.9	21.0
		農業集落排水施設	kl / 日	6.4	6.6
	浄化槽汚泥小計	kl / 日	41.8	32.2	
	計画日処理量 計	kl / 日	201.2	99.6	

年間計画処理量の見込みは、21 年度実績値 × 28 年度計画収集人口 ÷ 21 年度計画収集人口により算出

(2) 再資源化計画

長野市のし尿処理施設から発生する汚泥については、脱水後、堆肥化等により活用されており、引き続き今後も資源化を進めます。

(3) 収集運搬計画

収集運搬は、当面の間、現在の体制で対応しますが、今後、著しい収集量の減少が見込まれることから、業務の低下を招かないよう、収集量に見合った安定した収集運搬体制について検討していきます。

(4) 中間処理計画

長野市周辺し尿処理施設の整備方針や年間搬入量の推移を踏まえ、周辺環境・経済性及び効率性などにも十分配慮しながら、今後の衛生センターのあり方について検討を進めていきます。

(5) 最終処分計画

中間処理後に発生するし渣（ごみ等）については、焼却処理後、埋立をしています。

汚泥については、長野市衛生センターでは、脱水処理後、民間処理施設で堆肥化をしています。長野市犀峽衛生センターでは、し尿・合併処理浄化槽汚泥は、焼却処理後、焼却灰を民間処理施設でセメント地盤材の一部として利用し、農業集落排水施設の汚泥は、脱水処理後、施設内で堆肥化して販売しています。

引き続き、適正な処理を行うとともに、周辺環境に配慮した施設の維持管理を行います。

4 その他必要な事項

(1) 市民への啓発活動

市民の生活排水や環境に対する意識向上を図るため、啓発活動等を行います。

ア 生活排水対策と環境保全活動の推進

各家庭における生活排水対策として、台所や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を進めます。

また、子どもたちを対象とした川遊びなどの学習会や環境活動の中心となる人材育成のための研修会等の開催を通じて環境保全活動を進めます。

イ 公共下水道等の啓発

公共用水域の環境保全を図るために重要な施設である公共下水道・農業集落排水等は、水洗化（下水道等への接続）しないと効果が得られないことから、施設の整備後、早期に水洗化する必要があります。

市民に対して、水洗化の普及促進を直接呼びかけるとともに、パンフレットや広報などによる啓発に努めます。

ウ 合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理の啓発

各家庭から排出される生活排水が水質汚濁の原因となることから、合併処理浄化槽の推進とともに、定期的な点検や清掃について啓発を行います。

(2) 災害時の処理計画

大規模地震災害・水害が発生した場合、し尿・汚泥の収集処理について適切に対応するため、災害廃棄物処理計画の策定について検討していきます。